

議 事 日 程 (第2号)

平成31年3月7日(木曜日) 午前10時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 一般質問
日程第3 議第73号 南部小中学校校舎エアコン設置工事請負契約の締結について
日程第4 議第74号 下呂市美輝の里条例を廃止する条例について
日程第5 議第75号 財産の譲渡について
日程第6 議第76号 財産の譲渡について
日程第7 議第77号 財産の無償貸付について
日程第8 議第78号 平成30年度下呂市一般会計補正予算(第15号)

出席議員(13名)

議長	各 務 吉 則	1 番	尾 里 集 務
2 番	中 島 ゆき子	3 番	田 中 副 武
4 番	今 井 政 良	7 番	宮 川 茂 治
8 番	中 島 博 隆	9 番	伊 藤 巖 悟
10番	一 木 良 一	11番	吾 郷 孝 枝
12番	中 島 新 吾	13番	中 島 達 也
14番	中 野 憲太郎		

欠席議員(なし)

欠 員(1名)

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	服 部 秀 洋	副 市 長	村 山 鏡 子
教 育 長	大 屋 哲 治	市 長 公 室 長	桂 川 国 男
総 務 部 長	星 屋 昌 弘	教 育 部 長	今 井 藤 夫
観 光 商 工 部 長	細 江 博 之	消 防 長	田 口 伸 一
会 計 管 理 者	山 中 昌 弘	金 山 病 院 院 長	加 藤 宗 広
健 康 福 祉 部 長	岡 崎 和 也	生 活 部 長	二 村 忠 男
建 設 部 長	長 江 寛	環 境 部 長	岩 佐 靖
農 林 部 長	河 合 修	萩 原 振 興 所 長	大 坪 仁 文

下 事	呂 務	振 所	興 長	齋	藤	和	弘	馬 事	瀬 務	振 所	興 長	藤	澤	友	治
小 事	坂 務	振 所	興 長	林		利	春	金 事	山 務	振 所	興 長	澤	田	勤	之

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議 書	會 事 務 局 長	二	村	勝	浩	書		記	見	廣	洋	始
		書	記	青	木	秀	史					

◎開議の宣告

○議長（各務吉則君）

おはようございます。御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は13人で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、報道機関、広報「げろ」及び下呂ネットサービスより取材の申し込みがございましたので、これを許可いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（各務吉則君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、7番 宮川茂治君、8番 中島博隆君を指名いたします。

◎一般質問

○議長（各務吉則君）

日程第2、一般質問を行います。

持ち時間は、質問、答弁を含めて40分以内とし、簡潔・明瞭にお願いいたします。

それでは、通告書の順位のとおり発言を許可いたします。

4番 今井政良君。

なお、資料配付が求められておりますので、これを許可し、ただいまから配付いたします。

[資料配付]

○4番（今井政良君）

おはようございます。

4番 今井政良です。

議長の許可をいただきましたので、平成最後になります3月定例会一般質問をさせていただきます。

一般質問に入る前に、歌舞伎に関する県の新年度予算について、少し述べさせていただきます。県内には全国有数の約30カ所に地歌舞伎保存会があり、芝居小屋の数も9カ所あります。そのうち下呂市内には、鳳凰座、白雲座の2カ所があります。

昨年10月、フランス・パリで開かれた友好160周年記念のジャポニズム2018で、地元鳳凰座と加子母の明治座の歌舞伎保存会合同での海外公演がなされました。下呂市からも、副市長初め関係者が出席をされてみえます。

県は、平成16年度から年3回の定期公演を岐阜清流文化プラザで開催され、歌舞伎の魅力を発信されてみえます。2020年の東京オリンピック・パラリンピックを捉え、県は2020年1月から7月にかけて、県内の地歌舞伎保存会団体による連続公演2020地歌舞伎勢ぞろい講演を岐阜清流文化プラザで開催されます。県は、2019年度予算案に年度内の開催費など4,400万円が盛り込まれています。ぜひ予算を通していただきたいと思います。

この開催で地元はもちろん、市内、市外、海外の観光客の誘致にもつながると思います。市長も、昨年歌舞伎をやられました。また、ことしもやられると聞いておりますが、地元の伝統文化の継続においても大きな意義があると思います。ぜひ下呂市としてもしっかりと支援をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、一般質問に入ります。

今回は、3項目について質問いたします。

最初に、下呂市障がい者優先調達について伺います。

障害者優先調達推進法とは、平成25年4月1日に法律が施行されています。この法律は、国や地方公共団体などが物品やサービスを調達するために、障がい者就労施設等から優先的に物品やサービスを調達することにより、障がい者就労施設等で就労する障害者の経済的な自立の促進を図ることを目的に制定されました。

そこで、3点伺います。

1点目としまして、市が外部に業務を委託している件数と費用はどのぐらいあるのかお聞きします。

2点目、その業務の中で、障がい者優先調達できる業務はないのかお聞きします。

3点目、近隣の市と比較して、役務や物品等の調達金額が少ないと思われませんが、平成31年度はどのぐらいの調達目標でいかれるのかお聞きします。

今お手元のほうにお配りしましたのが、下呂市を初め近隣の市の調達目標金額になっております。また、後ほど再質問の中で説明をさせていただきます。

2項目として、平成30年度に実施した市長裁量枠重点実施事業の検証について伺います。

市長は昨年3月、平成30年度の予算説明の中で、市長裁量枠重点実施事業として幾つかの事業を挙げられました。その中から、今回3事業について伺います。

まず1点目、健康をキーワードに「まめで得々健康づくり」推進事業に1,181万3,000円、財源内訳としまして、一般財源から1,156万3,000円が計上されてきました。多額の一般財源が使われていることから、この事業の成果と課題について伺います。

2点目、結婚支援事業については、平成30年度一般財源から394万5,000円の予算が計上されています。毎年このぐらいの金額が市民団体に補助金として支払いされています。この事業の成果と課題について伺います。

3点目、介護職員確保対策事業として、初任者研修会の開催、市内の事業所に勤務される方に対して、トライアル雇用による補助がされています。平成30年度予算は932万6,000円、うち一般

財源は672万6,000円であります。平成31年度予算については、289万8,000円となっております。この事業の成果と課題をあわせ、平成31年度642万8,000円減額された理由についても、あわせてお伺いいたします。

3項目めとしまして、安心・安全なまちづくりの施策について3点伺います。

倒木による停電対策について伺います。

昨年の9月の停電を受け、私は12月の一般質問で取り上げ、市長の答弁では、12月に開催された県下市町村長と知事との意見交換会、飛騨3市1村の首長で、知事、県会議員へ強く要望したと述べられましたが、県は大雪による倒木に対応するために、はや平成15年度から3年間、高山市、郡上市など2万2,000本もの伐採をされた結果、昨年の台風の被害が少なかったという実績から、平成19年度もこの事業を継続するとの発表がありました。その中で、平成31年度には、県は15前後の自治体の費用の4分の1を補助し、電力会社が2分の1、残りを伐採する市町村が負担するとなっております。下呂市としての対応策とあわせ、この事業が31年度下呂市に入っているのか、あわせてお聞きいたします。

2点目、小・中学生の通学路の交通安全確保についてお伺いいたします。

例を挙げます。県道下呂乗政停車場線、島平地内及び宮地1号線、竹原中学校から栃村と泉地内の間において、道幅も狭く、児童・生徒の登下校時において危険と思われま。

以前も一般質問したと思いますが、この通学路の安全確保対応等について、またこの地域以外下呂市内を含め、通学路の安全確保対応についてお伺いいたします。

最後に、市長の考える安心・安全なまちづくりとは何かをお伺いいたします。

以上、3項目について、答弁は一括でお願いします。

○議長（各務吉則君）

それでは、順次答弁をお願いいたします。

市長。

○市長（服部秀洋君）

それでは、初めに障がい者優先調達についての答弁をさせていただきます。

県が取りまとめております障がい者優先調達調査の実績におきましては、近隣市と比較しましても、確かに当市は金額的に少ない状況であるということは十分認識をしております。

平成31年度の予算編成に当たりまして、各課宛てに障がい者就労支援事業所と各事業所が営業できる物品や役務の一覧表を提示し、積極的な活用を依頼いたしました。

市といたしましては、従来の委託業務の中から、業務の切り分けを検討するとともに、障がい者就労支援事業所との連携を図り、どのような仕事を受けていただけるのか、またどのような物品について提供が可能かと、その辺を協議をいたしまして、新規事業の開拓を検討しております。

また、先般も特別支援学校のほうから生徒さんの作品の展示等、販売がございましたので、その際も私も行かせていただきました。大変すばらしい製品、陶芸でありましたり、また織物であ

りましたり、小物等いろいろつくっておられました。その辺につきまして、早速私も校長先生のほうに、市として何らかの記念品として使いたいので、まとめて販売していただくようなことをお願いしたところもございます。そういうことを含めて、それにつきましても、しっかり今後とも進めてまいりたいと思っております。詳細につきましては、担当部長より答弁をさせていただきます。お願いいたします。

○議長（各務吉則君）

健康福祉部長。

○健康福祉部長（岡崎和也君）

まず初めに、市が外部に委託しているという件数でございますが、これは先ほどお配りいただきました資料の内訳になりますが、下呂市として障がい者優先調達実績を県に報告している直接委託分については、9件の65万9,000円、委託仕様書に、障がい者雇用を条件として間接委託としているものが2件の372万5,000円、合計としては11件438万4,000円となっています。

ただし、市としては直接委託分と物品購入分を合わせた、議員の先ほどの資料の88万1,000円ということになっております。これは、市の障がい者のほうの業務の関係でございます。その業務のうちの障がい者優先調達でということでございますが、これも障がい者優先調達のほうの今の内容になります。国の障がい者優先調達に関する調査における役務の提供の分類としましては、印刷、クリーニング、清掃施設管理、情報処理、テープ起こし、飲食店等の運営、その他サービス役務とございます。この中で、他市でも実績として上がっているのが、清掃と施設管理で、県内の役務の実績の大体65.3%となっております。次に、その他のサービス役務が30.9%というふうにして聞いております。

ことしの県都市福祉事務所長会議において、下呂市からは、議題としまして、障がい者優先調達についての議題を提案し、他市の先進事例を報告いただきました。実績の上がっている事例として、やはり公共施設の清掃、草刈り、市役所売店の運営委託などとなっております。下呂市でも公共施設の清掃委託を一部障がい者就労支援事業所に委託しておりますが、多くはシルバー人材センターに委託しており、委託業務を通じ高齢者の生きがいと福祉を担っていただいております。

市としては、従来の委託業務の中から、例えば各種計画策定の際に実施するアンケート調査の封詰めや、印刷、配付物の仕分けなど、業務の切り分けを行い、優先的に発注をする予定でございます。また、農産物などの納品、記念品の製造など、障がい者就労支援事業所と連携して協議するとともに、新たな対策ができないか検討してまいりたいと考えています。

3つ目としまして、近隣市と比較してでございますが、基本的には現行予算の中で物品の購入や業務委託のため、町内調査では例年のような計画となっております。しかし、障がいのある方の収入につながっていくことであり、庁内各部署においても積極的な取り組みを進めていくことといたしておりますが、例年、前年度の実績調査の上、当該年度の目標設定としていることから、平成31年度についても6月上旬ごろに結果が出ないかというふうに思っております。以上でござ

います。

○議長（各務吉則君）

市長。

○市長（服部秀洋君）

それでは、2番目の御質問でございますが、平成30年度市長裁量枠重点実施事業といたしまして、27事業を実施いたしました。

そのうちで、御質問の3項目について答弁をさせていただきます。

1つ目に「まめで得々健康づくり」推進事業でございますが、これは健康づくりに関心を持っていただくために実施をいたしました。また結婚支援事業、そして人口減少対策の一つとして、また介護職員の確保対策事業につきましては、高齢化社会に対応する対策として採用したところでございます。

報告によりますと、成果としてははっきりわかっておるものは、成婚数が現在4件あったと報告を受けております。また、健康意識の向上、常に歩くことが習慣になったとか、また健康に対する意識づけが十分できたというような報告が来ておりますが、詳細についてデータを取りまとめるところでございます。また、介護職員の確保対策の件でございますけれども、なかなか厳しい現状もございしますが、市内のそれぞれの事業所と連携、協力体制は整ってきておるのではないかとということでございました。

今後は、これらの課題解決に向けて、誰もが笑顔で元気に暮らせるまちを目指して進めてまいりたいと考えております。

詳細につきましては、担当部長より答弁させていただきます。

○議長（各務吉則君）

健康福祉部長。

○健康福祉部長（岡崎和也君）

この事業は、市民の皆さんに健康に関心を持っていただき健康的な生活を送ることで、生活習慣病や介護予防につなげることを目的に、健康づくりの活動に対してポイントを付与し、ためたポイントにインセンティブを設定することで楽しみながら継続して取り組める環境づくりとして実施をいたしました。

事業は6月から開始しましたポイントカードを利用する事業と、9月から開始しましたICTを活用した事業の2つがございます。

ポイントカードを利用した事業につきましては、特定健診に合わせて6月から実施し、2月末までにポイント交換申請といたしましたが、ICTと重複ができなかったこともありまして、ポイント交換件数は23件と少ない状況です。この実績の分析はこれからになりますが、31年度の紙ベースの取り組みは、県の健康ポイント事業に切りかえ、チャレンジシートを全戸配布して周知するなど目標達成に努めてまいります。

ICTを活用する事業につきましては、8月から参加者500人を募集し、9月から事業を開始

し、2月末でポイント付与を完了しました。参加者500名の内訳としましては、男性152、女性348で、年代は40から60代の方が多く参加していただきました。

最終のポイントデータは、3月6日より集計しております。参加者に商品券の引きかえ券を配付する準備をしておるところでございます。

また、参加者については、事前に事業についてのアンケート調査を実施し、御意見をいただくこととして、今後の事業の参考としてまいりたいと思います。成果につきましては、参加者の歩数計データとか事業開始時と終了時の体重などの変化を分析し、その結果により事業を評価することを成果を図る方法の一つとして考えております。課題としましては、参加者の方の声で意識してふだんよりも多く歩けるようになったと。ウォーキングすることが習慣になったというような運動するきっかけとなったことを実感する意見を多くいただきましたものの、参加者を見ますと、事業に積極的に参加、取り組み方は、やはり日ごろから運動など健康意識の高い方で、通常の生活を送っているがゆえに健康に関心の薄い方、運動不足や運動習慣のない方などが本来もっと参加を促したい方々だったんですが、そちらの方々へのプロモーションが不足していたというような反省がございまして、次年度に向けて効果的な方法を検討していきたいと考えております。

また、現時点として、数値として報告できるものはございませんが、全体としましては健康フォーラムやスポーツイベントへの参加、運動、健康増進、施設利用、減塩への取り組みなど、相乗効果があったと感じております。

結婚支援事業の成果としましては、下呂市の結婚相談所が23年から飛騨3市1村がリチェネット結婚サポートセンターに運営委託して、8年間で32件の成婚件数となっています。なお、先ほど市長も言いましたように、本年度は成婚件数は4件というふうになっております。

リチェネットでは、出会いのイベントの開催や男性向けのコミュニケーション講座、またメールマガジン配信、下呂市だけでなく他地域にも情報を発信しながら、出会いやマッチングに取り組んでおります。会員登録数は男性が166、女性が38人。男性の登録数は平成24年と比較して50人余り増加しておりますが、女性は10人程度の増加にとどまっており、会員同士のマッチングも限られる中、3市1村の広域運営により、他地域の会員登録のない方もイベントに参加できるなど、積極的な取り組みも行っております。

課題としましては、一般的な傾向として、異性に出会うことに積極的でなく、会員さんも登録すればマッチングを結婚相談所がしてくれるというように思ってみえますので、本来は会員さんが相談所のほうに見えて、結婚を前提とした出会いの場を申し込むというものでございます。

それだけ、登録会員が増加すれば、マッチングのチャンスも多くなるということでございますので、今後も会員登録の増加を目指していきたいと思っております。

また、平成28年度からは結婚支援活動事業補助金を創設しまして、結婚相談所と協働した活動事業に助成をしております。本年度も1団体が独自の出会いのイベントや、リチェネットとともに共催で事業を実施しております。

3番目の介護職員確保対策事業の成果と結果についての課題でございますが、介護職員確保対策事業の成果としては、一つに市内の事業所との信頼関係が構築することができた。その信頼関係に基づき、介護職員確保に向けた連携・協力できる体制が調ったことが成果といえます。

一方、課題としましては、こうした取り組みを実施しても市内事業所で思うように介護人材の確保が進んでいないということを思っております。思うように成果を得られていない原因としましては、愛知・岐阜の有効求人倍率の全国でもトップファイブに入るような状況であり、製造業を初め、あらゆる分野の業界で人手不足は顕著となっています。下呂市内における生産年齢人口の減少も相まって、介護人材を確保することは非常に難しい問題と思っております。

それから、事業料の予算の減ったことにつきましては、本年度健康ポイント事業等につきましては、新規事業ということで、設置、いろんなものの機器の導入とかありました。来年度につきましては、そういった機器の設置とかがございませんので、予算額は減ってくるということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（各務吉則君）

市長。

○市長（服部秀洋君）

それでは、3つ目の質問の①と③について答弁をさせていただきます。

昨年9月の台風21号の暴風によりまして、倒木が原因で発生した停電が復旧までに最長7日間を要した地区もございました。また、停電による水道ポンプの停止に伴う断水や、携帯電話基地局の停止による通信障害など、二次的被害も発生しております。この間、市民の皆様には大変な御苦労と御心配をおかけしたところでございます。

これを踏まえまして、今後の台風などの自然災害に備え、倒木による停電発生を未然に防止するとともに、水道、通信等、ライフライン被害の軽減を図るためには、倒木の恐れのある立木を事前に伐採することが必要だと認識をしております。そのため災害に強い送電線の確保のための予防的伐採事業の必要性につきまして、先ほど議員からお話ございましたが、岐阜県に対しまして前回雪害対策で取り組まれましたライフライン保全対策事業を、今回の暴風対策まで拡充した事業として、昨年の12月3日に開催をされました県下市町村長と知事との意見交換の中で要望し、また翌日の12月4日には、飛騨3市1村の首長で改めてまた要望に伺ったところでございます。

当市といたしましても、平成26年から3カ年、馬瀬地区でこの雪害対策として、ライフライン保全対策の事業を実施いたしました。その結果、先般の台風につきましては、停電被害がなかったということでございます。

ぜひこういうことから、事業の復活を目指し、私どもも連携をとって進めてまいりましたが、その結果、中部電力、そして岐阜県と市町村の連携によりますライフライン保全対策事業の再事業化ということで日程をいただいたところでございます。

当市におきましても、3者の合意を踏まえまして、平成31年度当初予算にライフライン保全対

策事業として、委託料1,000万円を計上させていただいたところでございます。

次に、③の私の考える安心・安全なまちづくりについて、答弁させていただきます。

もちろん安心・安全と言いましてもいろんな項目におけるところがございます。災害等に対する備え、風水害であったり、土砂災害であったり、地震等も当然でございますが、特にまた地震につきましては、県のほうで今まで起きなかったようなところで地震が起きておることから、再度調査をされました。その結果、一番当市として不安材料である阿寺断層帯でございますが、こちらで地震が発生した際には、最大震度がマグニチュード7.9。これは、下呂から中津川間の70キロに及ぶ地域でございますが、それが30年以内に発生する確率が、6%から11%ということでございました。

この件につきましては、もちろん今回、31年度の新規事業といたしまして、家具転倒防止器具についての補助も考えておるところでございます。また、安心・安全という面では、心身の健康、これは医療・介護にかかわることでございます。また、生活の安定に対する安心・安全、働く方であったり、老後の生活であったり、そういうことも含めております。また、子育てに対する安心・安全、これについては、子供たちの子育て環境の支援ということで考えておりますし、また含めまして下呂市のにぎわい等、いろんな面での安心・安全という部分がございます。

この件につきましても、下呂市の地域防災計画、また第2次総合計画を初め、各種計画を着実に進めていくことが、この安心・安全なまちづくりへの成果につながってくるのではないかと考えております。

また、このライフライン保全対策事業の詳細、それと2つ目の②の小・中学生の通学路の安全確保対策については担当のほうから答弁をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（各務吉則君）

市長公室長。

○市長公室長（桂川国男君）

ライフライン保全対策事業につきましては、先ほど市長が申されたとおり、31年度当初予算に委託料として1,000万円を計上させていただいております。

事業の実施につきましては、議員先ほど申されたとおり、市町村が事業主体となりまして、予防的伐採事業を行い、中部電力がその事業費の2分の1を負担し、県が事業費の4分の1を補助するというスキームになってございます。

県においては、県下市町村のライフライン保全対策事業の実施希望調査結果に基づきまして、予算案に3,000万円の計上をされておられるというふうに伺っております。中部電力におかれましても、所要の予算確保がされているものと確認をしております。

具体的な事業実施、予定箇所等につきましては、今後ですが、市町村、中部電力、岐阜県が合同で、市民生活への影響度及び事業効果を調査した上で決定するということになりますが、当市においては、昨年の停電の状況や地区からの要望状況を加味しながら、実施箇所の精査を行い、その結果を中部電力と県との調整作業の中で提案をしていきたいと考えております。

なお、ライフライン保全対策事業の推進につきましては、森林所有者の御理解と御協力が不可欠となりますが、幾つかの地区からは森林所有者の承諾を得た形で事業実施要望がされているところもございます。地域のお力添えによって合意形成が図られました地区を優先実施という配慮も必要かなというふうに考えております。いずれにしましても、中部電力、県との連携を強化しながら事業を進めてまいりたいと思っております。

次に、小・中学生の通学路の交通安全確保についてでございますが、当市におきましては平成26年度に国土交通省の高山国道事務所、岐阜県の下呂土木事務所、下呂警察署、各地域の自治会連合会、PTAなどの協力のもと、下呂市通学路交通安全推進協議会を発足させまして、通学路の交通安全に関する諸問題を協議するとともに、児童・生徒が安心して通学できる環境づくりを目指した取り組みを進めております。

その中で、通学路における危険箇所につきましては、協議会構成メンバーによる校区ごとの合同点検や、必要な安全対策を計画的かつ継続的に取り組んでいくため、下呂市通学路交通安全プログラムを策定しております。プログラムに基づく合同点検につきましては、平成26年度から平成27年度の2カ年で市内全小学校の夏の期間でございますが、こちらにおける通学路点検を実施いたしました。平成28年度には中学生が通学する道路まで拡大して点検を実施し、29年度には前小・中学校一巡目となる合同点検を完了しております。また、平成30年度からは2巡目の点検となりますが、少し視点を変えまして、通学路の凍結や積雪を想定しての危険な箇所も含めた冬季における合同点検を始めております。

こうした合同点検により、明らかになった対策が必要な箇所につきましては、歩道の整備や防護柵の設置といったハード対策、交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など、箇所ごとの状況に応じた具体的な対策の方法を検討することになります。この検討結果となります点検箇所ごとの対策につきましては、関係者間で認識を共有するためリスト化し、それぞれの立場で担うべき対応をしておるといところでございます。

ちなみに、29年度実施いたしました点検の結果を反映したリストにおきましては、137カ所の対策が必要ということで、リスト化をいたしまして、その箇所ごとの対策メニュー235案件を掲載し、現状、その235案件のうち140案件、率にしまして約60%が恒久的対策、または暫定的対策ということで、完了もしくは完了見込みとなっております。

今後も関係団体との連携の中で、これらの安全対策を継続的、計画的に進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

[4番議員挙手]

○議長（各務吉則君）

4番 今井政良君。

○4番（今井政良君）

時間がありませんので、また予算委員会の中でも聞きたいと思いますが、第1項目めの障がい者優先調達について再度質問いたします。

先ほど部長のほうで説明があったんですが、僕の聞いている1番目の質問と全然違うので再度聞きますが、市として全体的に外部へ業務委託してみえる件数と費用を聞いておるので、支援事業所にやっている事業とは違いますので、その辺もしわかれば教えてください。

[発言する者なし]

[4番議員挙手]

○議長（各務吉則君）

4番 今井政良君。

○4番（今井政良君）

答弁をされませんので、もしそういった数字的に握ってみえなければ、また予算の中でしますが、ちょっと先ほど説明を受けた中で一番ショックなのは、市としてこの調達に対する市長、副市長、請願を出した中で、市長も副市長も同席してみえました。議会として承認をいただきました。どう思われてこういった31年度、また30年度と同じような数字だというような説明があったわけですが、本当に下呂市の障がい者をどう下呂市が支援していくか。この法律に基づいてやる気があるのかなのかということ非常に今寂しく思ったんですが、やっぱり障がい者を持ってみえる家庭、今後お互いに年をとっていきますので、障がい者が自立して生活できるこのまちづくりのためにも、ぜひ大きな、先ほど配らせていただきましたが、ほかの飛騨市でいきますと450万、高山市2,400、中津川市1,500というような、大きな数字をこういった障がい者支援に回してみえる市があるわけですね。それはやっぱり、かじとる市長がそういう思いやりがあれば、ほかに出している業務を回すことができるんでないですか。基本的な考え、そういった姿勢がなければ、また例年と一緒という先ほどの部長の答弁だったんですが、そんなことでは先ほど市長の思いを言っていたかもしれませんが、本当に明るい、安心で安全で、下呂市で住んでよかったなど言っていただけならまちづくりにならないのですか、市長。5分ぐらいしかありませんので、しゃべっていただいて結構ですので、お願いします。

○議長（各務吉則君）

市長。

○市長（服部秀洋君）

先ほど答弁いたしましたけれども、障がい者の方に対する支援ということでございます。

これ金銭的な支援、こういうこともそうですけど、やはり心の問題もあると思います。こういうことから、平成31年度は障がいのある方もない方も同じように共存できる社会を目指すということで、秋に下呂市出身の義足のダンサー、大前光市さんに出演いただきまして、そのような劇を広く皆さんに見ていただくような予定をしておるところでございます。また、物品、またどんな仕事ができるが、先ほど担当部長が答弁いたしました。議員もそれぞれの事業者の方と私どものほうに要望に見えましたときに、私もお話をさせていただきましたが、そのときにはシルバーの関係の方も会長さんとして来て見えましたので、こちらのほうからの仕事は何とか回せるというようなお話もいただいておったので、安心をしたところでございますが、後々聞いてみると、

この辺もなかなかそこまでシルバーも余裕がないということでございました。そういうことから、担当部含めて、各課に新規で障がいを持った方にもお任せできるような仕事、そして物品等はないか指示をしたところがございます。

先ほども申しましたが、特別支援学校のほうでもそういうものをつくっておられますし、含めて広く障がい者の方に対しての支援という意味で、今後再度、また掘り起こしをしてまいりたいと思っております。以上でございます。

[4番議員挙手]

○議長（各務吉則君）

4番 今井政良君。

○4番（今井政良君）

市長、掘り起こしていくとか、前向きに行くという答弁をなされるんですけども、やっぱり実績が伴わなければ、当事者たちは本当に大変だと思うんですね。事業所をやってみえる職員の皆さん、ああいった姿を見ていて感じられませんか。やっぱり障がい者も健康な方も市民でありますので、やっぱりその中でこういった調達法、そのためにできたわけですので、市で業務委託している清掃とかいろいろあると思うんですが、やっぱり優先してこういった障がい者ができる業務については回すべきでないですか。

やっぱり市長がそういった気持ちでなければ、部長のほうでも予算、ほかの部署でもそうですね。物品調達にしても、ここにもちょっと資料を持ってきておるんですけども、雑巾やポロシャツの購入とか、いろいろあるわけですけども、もう一度見直していただいて、それぞれの部署でこういった支援、物品、障がい者の施設で対応できるものはないか、そういった会議も新たに設けていただいて、ぜひ早急に対応していただきたいと思いますが、その辺していただけないのか、まず聞きたいと思います。

○議長（各務吉則君）

副市長。

○副市長（村山鏡子君）

ただいまの障がい者の方の支援ということでございますけれども、新規事業の開拓も当然していかなくてはならないと市は考えておまして、それについては、今、検討しておるところでございますけれども、一部、いわゆる自治会の皆様への負担軽減ということも含めて、さまざまな折り込みが今自治会長さんにはあるわけでございますけれども、あれが大変大きな数になりました、自治会の会長さんのほうからも一部の方で大変だということも聞いておりますので、そのこともいわゆる就労施設の中で検討できないかということも今検討をしておるところでございますので、このことも含めてさまざまな部署で検討しておることだけは御理解いただきたいと思っております。

[4番議員挙手]

○議長（各務吉則君）

4番 今井政良君。

○4番（今井政良君）

先ほど言おうと思ったんですけども、今、副市長のほうから新しい新規事業の話が出ました。

下呂市内1万2,200戸ほどの戸数があるわけですし、広報「げろ」は毎月発行というようにことで、ぜひ広報紙に挟む冊子の作業をこの就労者支援事業所でやっていただければ、新たな予算が幾らでやってもらうかわかりませんが、年間100万ぐらいの予算をつければ、多分受けていただけるんじゃないかなと自分なりに思っておるんですけども、ぜひ広報「げろ」の冊子への折り込み作業、そして各区長さんへの部数の仕分け等も含めて、ぜひ新たにその事業を市としてやっていただきたいと思いますが、副市長、やっていただけるようにお願いします。最後に。

○議長（各務吉則君）

副市長。

○副市長（村山鏡子君）

前向きに検討させていただきます。

〔4番議員挙手〕

○議長（各務吉則君）

4番 今井政良君。

○4番（今井政良君）

今約束をしていただきましたので、新たな一歩かなと自分は思っています。ぜひ予算をつけていただくようよろしくお願いします。

これで終わります。ありがとうございました。

○議長（各務吉則君）

以上で、4番 今井政良君の一般質問を終わります。

続いて、2番 中島ゆき子さん。

○2番（中島ゆき子君）

おはようございます。

2番 中島ゆき子でございます。

通告させていただいたとおり、一般質問をさせていただきます。

今回の一般質問は、3項目について伺います。

1つ目は、平成31年度予算についてです。

初めに、利用可能期間が延長された合併特例債について伺います。

昨年の12月定例会の答弁では、利用可能期間が5年間延長された合併特例債の今後の使い道については、新市まちづくり計画（煌）の変更を岐阜県と調整中であるとのことでした。

今議会では、新市まちづくり計画（煌）の変更についての議案が提出され、平成31年度予算では、県道路改良事業に2,720万円と小学校・中学校のトイレを洋式にする改修事業3,990万円が組まれました。

平成30年度末では、17億円余りが利用可能な合併特例債の残高と見込まれています。

そこで伺います。

合併特例債の活用について、どのような検討がされ、今後どのような事業に利用していくのか伺います。

次に、平成31年度予算で重点を置いた事業と削減した事業について伺います。

平成30年度は市長裁量枠重点実施事業として15の新規事業、5つの拡充事業、そして7つの継続事業がありました。これらの事業を検証して、平成31年度の予算編成をされたと考えますが、重点を置いた事業とその内容について伺います。

また、平成30年度の一般会計は、大型施設の建設と豪雨災害の復旧事業により、下呂市合併以来最大の約270億円になると見込まれますが、平成30年度一般会計の予算額は212億4,000万円とされており、27億5,000万円少ない予算となっています。どのように削減に取り組みられたのか伺います。

2つ目は、行政組織体制について伺います。

組織の見直しにより振興事務所の課長職が廃止され、所長が課長を兼務することとなり、振興事務所の職員数が1人減る予定となっています。今までと同じ仕事内容では振興事務所職員の負担がふえると考えますが、振興事務所の役割に何か変更があったのか伺います。

次に、廃止の予定となっています地域再生計画推進室について伺います。

地域再生計画では、森地区で（仮称）観光交流センターの実施計画設計と市道森1号線の修景事業の実施、幸田地区では電線などの地中化工事などが予定されています。市長の施政方針の中では、地域再生計画の進捗状況はおくれているとありますが、どのような考えから地域再生計画推進室を廃止することとなったのか伺います。

最後に、風疹予防の取り組みについて伺います。

風疹は、平成25年に1万4,344人が感染して大流行をしましたが、その前の年から患者数が増加するという予兆がありました。平成25年以降、患者数は少ない状態で推移していましたが、昨年は2,917人が風疹に感染しており、ことしに入ってから流行が続いています。ことし2月6日時点で、367人の患者が確認されているため、今後も患者数が増加すると予想されることから警戒が必要です。現在、39歳から56歳の男性は風疹に対する免疫力が低いため、この年齢層を対象に、ことし4月から抗体検査と予防接種が無料で実施されます。

下呂市においても、今定例会の初日に可決しました一般会計補正予算の中に予防接種事業があります。この予防接種事業の内容について伺います。

以上、3項目について個別で答弁をお願いいたします。

○議長（各務吉則君）

それでは、1番目の質問に対する答弁をお願いいたします。

市長。

○市長（服部秀洋君）

まず、延長されました合併特例債の利用についての答弁をさせていただきます。

合併特例債事業の事業債の再発行期限の延長でございますけれども、再延長していただいたということで、今定例会におきまして議員の御質問の中にもありましたように、新市まちづくり計画（煌）の変更についての議案を上程をさせていただいたところでございます。

計画変更につきましては、基本的な考えといたしまして、合併当初の10カ年、10年間に係る新市まちづくり計画であることに鑑みまして、期間のみの延長を行い、主要施策、主要事業の追加や変更については行っておりません。そのため起債を活用する事業といたしましても、新たに何かを始めるというものではなくて、今までと同様の内容となっています。

市といたしましては、第2次総合計画の基本計画を進めていく上で必要な事業を実施計画の中へ上げ、その財源の一つとして、合併特例債事業債を位置づけているところでございます。

合併特例債事業債は、交付税措置があり非常に有利な起債でございます。けれども、借金には変わりはありません。将来負担という点も踏まえまして、有効活用について考えてまいりたいと思っております。

そして、2つ目の新年度の予算の関係でございますが、去年は今まで経験したことのないような大災害に見舞われた年でございます。施政方針の中でも申し上げましたとおり、平成31年度は、まず被災箇所の本格復旧に全力を注ぐとともに、大災害を教訓といたしまして、災害に強いまちづくりを第一に考え、施策を進めてまいります。具体的には、氾濫の恐れがある河川の現況調査と河道改修、効果の検証、消防団の通信手段確保のための簡易無線機設備の整備、夜間の災害現場に必要な照明機器の整備、倒木による停電への対応といたしましてライフライン保全対策事業などを実施する予定でございます。

また、市民への確実な情報伝達のための防災無線戸別受信機の乾電池購入、それと家具転倒防止器具の購入に対する助成制度を新たに設けます。このほかに消防署においては、25メートル級の屈折はしご車の購入、災害対策本部にはより機能性を高めたテレビ会議システムの更新と市民の安心・安全につながる事業を予算計上しております。

本年度予算の編成に当たっては、昨年10月に全職員に向けて私の思い、夢のある予算、市民の皆さんに喜んでいただける予算、それを実現するためには、市民の皆さんの声にしっかりと耳を傾けることを目指して取り組んでほしいと伝えております。また、そうした事業を行うためには、財政状況が年々厳しくなっていく中で、今まで以上に切り詰めた予算編成が必要であること、事務事業の見直しや経費削減への取り組みを継続し、実施事業の取捨選択を行う必要があることもあわせて指示をいたしました。

もう一点の削減した事業という御質問でございますけれども、各課の予算編成に当たりましては、昨年度と同様一般財源をベースに配分枠を示させていただきまして、それぞれに事業の見直しを行った上で予算要求を上げております。

そうした予算に対し、各課の思いを聞いた上で、私も全ての事業に目を通させていただきました。その後、市債の発行や基金の活用という調整を行いながら、最終的には一般財源の範囲内で、

平成31年度に実施すべき事業を選定をいたしました。

予算には限りがございます。確かに平成30年度までに完了した事業や別の形に姿を変えた事業、予算額を見直した事業もございますが、考え方としては、削る、落とすということではなく、必要な事業を拾い上げる、救い出すという形をとって、職員とともに予算編成をさせていただきました。以上でございます。

[2 番議員挙手]

○議長（各務吉則君）

2 番 中島ゆき子さん。

○2 番（中島ゆき子君）

今ほど説明をいただきましたが、まず合併特例債のことで伺います。

合併特例債残高が17億円というところですが、これは大変有利な財源というところで、新市まちづくり計画（煌）の変更が出されましたが、今ほど市長も説明されたとおり、基本的な考え方、主要事業、政策については変わらないというところですが、この有利な財源でやる17億円を今後使っていくのか使わないのか、その辺だけお願いいたします。

○議長（各務吉則君）

総務部長。

○総務部長（星屋昌弘君）

有利な財源には間違いございませんので、これはやはり有効活用をぜひしていかなければいけない。ただ、期限がございますので、どのように活用するかにつきましては、先ほど市長申し上げられましたように、総合計画の実施計画、これでやはりしっかりと将来を見据えながら有効活用に努めていくというところがございます。

[2 番議員挙手]

○議長（各務吉則君）

2 番 中島ゆき子さん。

○2 番（中島ゆき子君）

延長されたと申しましても5年ですので、やはり計画としてはしっかり今から詰めていかないと完成で5年ということになりますので、今後しっかり、また説明をしていただきながら、私たちのほうも判断していきたいと思っておりますので、その辺はよろしくお願いいたします。

先ほども合併特例債といえども、負債なのでというお話でしたが、もう既に30年度は大型建設事業というところで、かなりの合併特例債を使ってきております。今後の見通しとしまして、その合併特例債の返済計画と、その返済がピークになるのがいつごろになるのかというのは予想としてどのように見ているのかお答えください。

○議長（各務吉則君）

総務部長。

○総務部長（星屋昌弘君）

償還につきましては、平成31年度では10億8,000万余り、これは元利ともでございますが、償還をしております。その後、平成32年度がピークというふうに現在見込んでおまして、その後は徐々に減額するのではないかと考えています。以上です。

〔2番議員挙手〕

○議長（各務吉則君）

2番 中島ゆき子さん。

○2番（中島ゆき子君）

32年度がピークというところで、だんだん下がってくるというところは安心できる場所ではありますが、この合併特例債というのは、地方交付税の中に7割分が返済という形で入ってきますので、平成31年度も一本算定が始まって地方交付税が少ないと言われる中でも、この合併特例債の部分が含まれてきますと、見た目はちっとも減っていない、反対にふえておるんじゃないかという勘違いをしがちですので、この辺はしっかり計画的に積み立てをしていっていただきたいと思いますが、今年度、調査整備基金とか災害対策基金というような基金を設けられるということですので、しっかりそちらのほうへ積み立てていただかなければいけないと思いますが、その辺の計画について伺います。

○議長（各務吉則君）

総務部長。

○総務部長（星屋昌弘君）

基金の積み立てにつきましては、新たな基金条例のほうの上程をさせていただいておるところでございますけれども、各年いろんな事業が出てきますし、それから交付税の関係、需要額との関係で、要りというところも当然見込んでいかなければいけません、最終的にその年度での収支、これに基づいて必要な基金をできる限り対応していきたいなというふうに考えております。ただ、積みばいいというものではございませんので、しっかり目的を持って必要な金額、そういったものを基金として計上しながら、事業として有効的に活用していくものは活用していくというところでやっていかなければいけないのかなというふうに思っております。

〔2番議員挙手〕

○議長（各務吉則君）

2番 中島ゆき子さん。

○2番（中島ゆき子君）

今の積み立てというところで、財政調整基金について伺います。

財政調整基金は、平成30年度末残高で61億8,000万円ほどになると見られております。そんな中、今までの委員会での説明の中でも、財政調整基金については、合併当時の30億円まで計画的に使っていくということで、31年度予算の中では6億円活用するというような方針が示されております。

60億円で、残高30億円まで減らすということだと、31億円ほど使うということの計算になり

ますけど、その中で今年度6億円使うとなりますと、5年で目標に行ってしまうと、その後は6億円、一般会計を減らした中での予算を組まなければいけないという、極端な話ですけど、そういうことになると思いますが、この6億円を使うという方針について、もう少し将来を見据えて、これは本当に使ってはいけないのではないかと思うんですが、その辺の考え方をお願いいたします。

○議長（各務吉則君）

総務部長。

○総務部長（星屋昌弘君）

基金の活用につきましては、財政計画の中で新年度は6億円というふうに考えおります。今後は徐々にその金額を減らして行って、何とか基金の取り崩しがなくても年間の予算が組めるというふうに持っていければというふうに思っております。その間にスリム化できるところはスリム化し、見直しできるところは見直しをし、すり合わせができる予算へ何とかうまく持っていけるようにというところで進めておるところでございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（各務吉則君）

2番 中島ゆき子さん。

○2番（中島ゆき子君）

大型施設の建設は済みましたが、今度はインフラのほうで水道事業とかあると思うんですけど、市長に伺います。

今後は大きな予算がかかるというような事業は、どのようなものがあるとお考えでしょうか。

○議長（各務吉則君）

市長。

○市長（服部秀洋君）

今、国のほうでも大変問題になっておりますけれども、やはり水道管の布設等、かなり負担になってくるのではないかと。また、下水道の施設でございますが、それにつきましても、そろそろ改修時期が来ておるということで、その辺が大変危惧されるところでございますが、新年度から水道事業につきましては、包括的ということで、一部その辺を業界の方にお任せしたり、そんな中で、やはりどうしてもやらなければならない事業も当然ございますので、そういう面につきましては、有効に活用していきたいと思いますが、財政調整基金も今年度の災害のような場合に本当に必要になってきます。やはり30億から40億はどうしても残していく必要があると思いますので、その辺は慎重に進めてまいりたいと思っております。

〔2番議員挙手〕

○議長（各務吉則君）

2番 中島ゆき子さん。

○2番（中島ゆき子君）

先ほどの予算を減らしていく中でも、ただただ減らすだけではなく、市民の皆さんの生活を第一に考えた予算運営、予算組みをするというような話をさせていただきました。

人口減少が進む中、やはり市民の皆さんの生活を第一に考えた市政運営を大事にさせていただくというところで、厳しい財政になると思いますけど、しっかり先を見据えた計画を立てていただきたいと思います。

次に、行政組織体制について、答弁をお願いします。

○議長（各務吉則君）

それでは、2番目の質問に対する答弁をお願いいたします。

市長。

○市長（服部秀洋君）

それでは、①の振興事務所の課長職の廃止についての答弁をさせていただきます。

振興事務所の役割につきましては、平成24年の下呂市が目指す新しい自治体運営をベースに、組織のあり方については、第3次行政改革大綱、これは平成26年から30年度までのものですが、これにおきまして、市民との協働を進めるための組織の改革を図ることとしており、これらの計画を進めるために、平成27年度に策定をいたしました下呂市組織再編計画に基づき、順次組織の再編を進めているところでございます。

この組織再編計画では、振興事務所の役割につきまして、総合的窓口と地域づくりの拠点、さらには本庁との連携、この3つを柱といたしまして、課長級の配置については、部長の兼職、兼務とするところでございます。こうした流れで計画を進めているところでございまして、本来であれば昨年の春に振興事務所の課長の所長兼務を行う予定でございましたけれども、1年先送りになったもので、今このタイミングで振興事務所の役割に変更があったということではございません。

部長の課長兼務につきましては、既に教育部、金山病院、監査委員事務局で実施をしておりますが、これらも職員の削減を抑え、組織のスリム化で管理職を減らすためのものでございまして、課長の廃止により課の役割を変えるということとはございません。

組織の見直しは振興事務所に限ったことでなく、限られた人材を効率的に配置しながら行政課題を克服していくため必要な取り組みでございます。地方自治が叫ばれ、国からの権限移譲が進む中で、行政事務が多様化、専門化している現状では、その辺は十分認識しており、職員を手厚く配置することが望まれるところでございますが、人件費の予算に占める割合は大変大きく組織の見直しにより、コンパクトで柔軟かつ効率的な組織としていくことが行政コスト削減、持続可能な行政運営を維持していく上でも大切なことでないかと考えております。

防災体制につきましては、平成29年度から市長公室に防災部門を移しまして、より強化するとともに、昨年度の豪雨災害を教訓として振興事務所中心の地域支部防災体制を全市横断的な行動体制としていくよう進めてまいります。なお、有事の際の地域支部防災体制につきましては、何度か答弁をさせていただいておりますけれども、地の利を生かし本課職員でできる限り早いタイ

ミングで出身地域の支部へ配置し、職員総力を挙げて対応していくことは今までと変わりはありません。

最後に、新たな組織体制のあり方といたしましては、合併前の採用職員が上位役職年齢に達して、課長補佐クラスの数が増加をしております。業務の多様化しておる中、平成31年度からは係長制を導入をいたしまして、組織体制の強化も図ってまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（各務吉則君）

副市長。

○副市長（村山鏡子君）

2番目の地域再生計画の推進室が廃止されるということでの御質問でございます。

これにつきましては、この地域再生計画といいますものは、平成27年度に情報発信プラットフォームでの下呂市観光の「ひと・もの」まちづくりを目的に現在は制度としてなくなったものがございますけれども、その地域再生戦略交付金制度を活用するための計画ということで策定したものでございます。

このためには、計画の中に仮称ではありますけれども、観光交流センター、また仮称であります、イベント広場を初め、周辺道路の整備、それから電柱の地中化、ソフト事業として下呂温泉のまち歩き推進事業、げろぐるトラベル事業などの何種類もの事業がそこに入っております。

計画の推進に向けた組織職員体制につきましては、議員御存じのとおり、27、28年度の2年間、企画、それから観光、土木の部署に1名ずつの職員を特命として位置づけまして、室をつくっておるところでございますけれども、これには計画策定から4年を経過をしております。

今年度は電柱の地中化も関係団体との基本協議の中で、31年度から支障移転等の工事を開始する予定でございますし、観光交流センター、これは仮称でございますけれども、31年度に実施計画に取りかかりたいというふうに考えておまして、それぞれの建設事業、また観光事業として事業所管の部署が担当し、専門性を重視したいということで、本格的な体制づくりに行きたいということで、今年度までの地域再生計画、いわゆる推進室を廃止するわけでございますけれども、この事業の推進というところで、土木、観光、企画にそれぞれ同じように担当職員を1名ずつ配置をしております。今後は事業を一層進めるために、3つの部署がそれぞれに連携を進めていくということには変わりはありませんので、室は廃止されますけれども、それぞれの部署で、その担当を置くということで事業を進めてまいりたいと、そんなふうに考えております。

〔2番議員挙手〕

○議長（各務吉則君）

2番 中島ゆき子さん。

○2番（中島ゆき子君）

初めに振興事務所の課長職の件を伺います。

振興事務所の役割として、防災というような話もありましたけど、昨年の教訓からいきますと、

全市内、特に金山から下呂にかけての41号が通行どめになるなど、昼間の時間帯ですと、やはりその勤務場所にいますと移動がなかなか困難というところで、振興事務所だけの対応は大変難しいというところがあると思いますが、1人減らす、責任者が1人いなくなるというそのことに対して、振興事務所ですっきり対応するというような体制をつくるというお話でしたけど、地理的にやはり無理ではないかというふうに考えておりますけど、その辺、昼間の時間帯、移動ができないときどうするのかという、その辺に対して考えを教えてください。

○議長（各務吉則君）

市長。

○市長（服部秀洋君）

例えば、台風、また豪雨災害等はある程度予測が立つものでございます。そういうことで、それにつきましては、タイムラインをもとに事前にそれぞれの地域に職員を戻すようなことを当然体制としてとってまいりますし、また新年度につきましては、30年度の豪雨災害を経験した上から気象に対する危機管理、それを強化してまいりたい。そのために航空自衛隊の岐阜気象隊長として昨年の9月まで活躍をされておりました、気象予報士で地域防災マネジャーの資格を持っておられる下呂市出身の元自衛官の方を危機管理課に、特定の任期つき職員として配置するようにしておるところでございます。

そういう面から、地震等につきましては、瞬間の出来事でございますので、なかなか難しい部分もございますが、消防団の皆様、防災室、また自治会の皆様と協力しながら防災対策につきましては、しっかり進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

[2番議員挙手]

○議長（各務吉則君）

2番 中島ゆき子さん。

○2番（中島ゆき子君）

先ほどの予算のところでも、少し市長のほうから市民の皆さんの生活を第一に考えたというような御答弁いただいております。

地域づくりの中で、課長という立場の方の活躍の場というのは大変多くありまして、金山の振興事務所においても、まちづくり協議会から「E-n e金山」に法人化したりとか、金山のちから協議会というものが立ち上がったというところで、大変活発に地域づくりというところを進めている中で、課長職がなくなるということの地域の皆さんのがっかりする、その人件費を少しでも削減するために課長職をなくすというような話が、先ほどの答弁の中にありましたけど、地域への皆さんへの今までどおりの活動ができるのかどうか、その辺の支援について伺います。

○議長（各務吉則君）

総務部長。

○総務部長（星屋昌弘君）

管理職の見直しということで、今回振興事務所の課長職ということでございますが、本課にお

いても兼務でやっておられる部も既にございます。管理職の位置づけ、その役割というところももう一度やはりしっかり考えていかなければいけない。職員の管理であつたりとか、重要事項の決定するというようなこともございます。振興事務所において、地域づくりは本当に大切な業務の一つでございます。

当然のこと、地域力向上支援員、これは今までどおりしっかりと配置をさせていただくとともに、先ほどちょっと市長がふれましたけれども、係長というものもそれぞれの課にしっかりと位置づけをし、業務がスムーズに回っていくように取り組みをしていきたいなというふうに考えておりますし、所長さんにつきましても地域づくりのほうに係る負担というのは当然出てくるかと思ひます。そういったところの体制をしっかりと維持しながら、やはりしっかりと業務に携わってもらえる一般の職員の人をしっかりと確保しながら、あとその業務をどう回していくのかというところについて、管理職の考え方、そういったものもしっかりと位置づけをしながら、行政サービスが低下しないように対応をしていきたいなというふうに考えております。

[2番議員挙手]

○議長（各務吉則君）

2番 中島ゆき子さん。

○2番（中島ゆき子君）

今ほど係長という役職ができるというお話をいただきました。

振興事務所においても、今、課長補佐という役職がありますけど、その方が係長になるという、そういう考え方でしょうか。

○議長（各務吉則君）

総務部長。

○総務部長（星屋昌弘君）

基本的には課長補佐の方が係長という位置づけをとるということで、先ほど市長も申し上げましたが、ちょうど年齢的に課長補佐のポストの方がかなり多く今ふえてきておるという中で、同じ課長補佐の中でも年齢の違いはあるんですけども、仕事柄、上下の差というのは表向きにはなかなかわかりにくいところがございますので、当然何か課長補佐が見えれば、その中で代表される課長補佐というところで、その責任の位置づけをしっかりと持っていきたい。場合によっては、課長補佐がどうしてもその部署に配置できないという場合は、その下の主任さんの方に係長という役目を担ってもらふこともあるかと思ひますけれども、基本的には課長補佐の1名が係長という位置づけで組織を組んでいければというふうに考えております。

[2番議員挙手]

○議長（各務吉則君）

2番 中島ゆき子さん。

○2番（中島ゆき子君）

また、このことにつきましては、人事の件費の関係もありますので、予算委員会の方でまた

詳しく伺いたいと思います。

そうしましたら、先ほどの地域再生計画につきまして、市長の施政方針の中で官民一丸となって進めていくというような話がありました。今後は地域再生計画、平成32年度で終わりという予定ですが、このめどについて可能なかどうか、その辺についてお願いいたします。

○議長（各務吉則君）

市長公室長。

○市長公室長（桂川国男君）

昨年9月に特別委員会のところで報告をさせていただいておりますが、昨年の災害を受けまして、まずは今の電柱の地中化の事業につきましては、1年後ろへ送らせていただいておりますし、また後日の特別委員会でもお話をする予定でございますけれども、細かくお話ししますが、概略で言いますと、全体の計画をもう一年後ろへ送れないかということで、県・国のほうと協議を始めておるところでございますので、ただこれがまだ承認されたものではございませんが、やはり災害の影響というのは非常に大きくて、その辺のところも含めて今協議をしておるところでございます。詳しくはまた特別委員会のほうで御説明をしたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

[2番議員挙手]

○議長（各務吉則君）

2番 中島ゆき子さん。

○2番（中島ゆき子君）

下呂市全体が人手不足という中、下呂市の職員においても人手不足というのが問題になっておりますので、来年度以降も組織の変更についても検討がなされているというところで部が統合するという話も出ておりますが、しっかり今後の説明をしていただきたいと思います。

また、ことは天皇陛下の譲位によりまして、4月の末から10連休というふうになっております。市民生活に支障が出ないように市としては行政サービスなどの対応が必要だと考えておりますが、予算の関係もしてくると思いますので、このことにつきましても委員会等でまた質問していきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

次に、風疹についてお願いいたします。

○議長（各務吉則君）

それでは、3番目の質問に対する答弁をお願いします。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（岡崎和也君）

風疹は、飛沫感染により人から人へ移る感染力の強い疾病です。予防接種法において、定期的予防接種の対象疾病となっております。従来の風疹に係る定期接種は、乳幼児に2回の接種を行っております。風疹に係る公的な予防接種が開始されたのは昭和52年ですが、当面の間、将来妊婦になる可能性のある思春期女子にあらかじめ免疫をつけ、先天性風疹症候群の発症を防ぐとの

考え方にに基づき、女子中学生を対象に接種が行われてきたことから、接種機会の与えられなかった昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性を中心に、風疹の抗体を持たない人が一定数存在している状況が続いております。平成30年7月以降、特に関東を中心に、風疹の患者数が増加しておる。特に30代から50代の男性でしたということです。

国はこのような状況に対しまして、追加的対策として昭和37年4月2日から54年4月1日の間に生まれた男性を対象に、3カ年計画で段階的に定期の予防接種を行うこととしました。

平成31年度は、まず昭和47年4月2日から54年4月1日までの男性に対して、市町村から抗体検査及び予防接種のクーポン券を送付します。なお1年目に市町村からクーポン券が送付されなかった昭和37年4月2日から47年4月1日生まれの男性についても、市町村に希望すればクーポン券を発行します。

以上のような国の方針に基づきまして、下呂市では30年3月の補正で、風疹抗体検査のほうを一応補正予算を組みました。平成31年度当初予算には、予防接種にかかる経費を計上いたしております。

今後は、下呂市医師会を初め、関係機関と連携をとりながら、抗体検査及び予防接種が実施できる体制を準備してまいりたいと思います。以上でございます。

[2番議員挙手]

○議長（各務吉則君）

2番 中島ゆき子さん。

○2番（中島ゆき子君）

風疹感染の影響を最も受けやすい妊婦さんのおなかの赤ちゃんを守るためにも、この風疹ワクチンの接種というのは大変重要だと考えますが、先ほど免疫力が低い39歳から56歳までの男性の皆さんというのは、本当に働き盛りの方ですので、なかなか抗体検査を受けに行くのが難しいと思うんですが、職場で健康診断の中の血液検査で、項目としてこの抗体があるかないかというのをやってもらいと、割とこれが広がっていくと思うんですが、その辺企業への広報について何かあれば教えてください。

○議長（各務吉則君）

健康福祉部長。

○健康福祉部長（岡崎和也君）

医療機関の検査の実施方法ですが、医療機関のほか特定健診、それから職場での健診で抗体検査を受けるよう、それについての国のほうで補助金とかの整備をしてみえるようですので、うちのほうでもそちらのほうで特にしっかり受けるような指導をしていきたいというふうに思っております。

[2番議員挙手]

○議長（各務吉則君）

2番 中島ゆき子さん。

○2番（中島ゆき子君）

無料のクーポン券を発送するというので、そのPRの仕方ですけど、やはりいきなりこんな送られてきてもわからないということになると思いますけど、事前に市民への皆さんへの説明の仕方は、市としてはどのように考えてみえるでしょうか。

○議長（各務吉則君）

健康福祉部長。

○健康福祉部長（岡崎和也君）

そうですね、クーポン券がいきなり送られてきても、特に男性の方だと、わからないということがありますので、郵便でそういった案内をしっかりとしていきたい。あとは、チャンネル下呂等でPRをしていきたいと思っております。

〔2番議員挙手〕

○議長（各務吉則君）

2番 中島ゆき子さん。

○2番（中島ゆき子君）

今は風疹の話をさせていただいておりますけれども、はしかにつきましても関西のほうで大変流行しているところですが、はしかについての何か取り組みがあれば教えてください。

○議長（各務吉則君）

健康福祉部長。

○健康福祉部長（岡崎和也君）

今、はしかについては、通常の定期接種のみになっております。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（各務吉則君）

2番 中島ゆき子さん。

○2番（中島ゆき子君）

なかなかワクチン、予防接種というところに抵抗感のある方もあるかと思いますが、やはり周りの皆さんへ移さないという自分の心構えというのも大事だと思いますので、しっかり今の風疹につきましても、下呂市としても広めないような取り組みをPRしていただきながら、皆さんが抵抗感なく抗体検査、ワクチン接種ができるように、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（各務吉則君）

以上で、2番 中島ゆき子さんの一般質問を終わります。

休憩いたします。再開は11時30分といたします。

午前11時21分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（各務吉則君）

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

3番 田中副武君。

○3番（田中副武君）

3番 田中副武です。

これより一般質問を始めさせていただきます。

間もなく迎える3・11、東日本大震災から8年となり、岩手、宮城、福島の3県ではプレハブの老朽仮設住宅に住む避難者は、ことし1月時点で3,418人となり、ピークだった11万6,565人の約3%まで減少したと報じています。災害公営住宅の計画戸数がほぼ完成したことと、仮設プレハブ住宅の提供も福島の一部を除き終了すると言われていています。しかし、転居に対して高齢での引っ越しで体力がない、条件に合う物件が見つからないなどの理由で、進んでいないといいます。生活支援相談員の常駐や自治体と支援機関の連携が求められています。

間もなく元号が変わり、来年の2020東京オリンピック・パラリンピックは、復興五輪として開催されます。東北の方々の生活が安定し喜んでいただけるよう、そしてこれまで甚大な被害が発生した地域のさらなる復興に期待していきたいと思います。

初めに、地区防災計画について伺います。

従来から国の防災基本計画があり、自治体を立てる地域防災計画があります。それに加え、町内会や自治会、アパート、マンションの管理組合など地域コミュニティが災害時の避難方法などをみずから立案する地区防災計画が、平成25年の災害対策基本法の改正で創設されました。これは東日本大震災で自治体の行政機能が麻痺したのを教訓に、26年4月に導入されたもので、地域の特性に応じ地区の範囲や活動について柔軟に規定できる制度となっています。災害発生時には、自治体や消防の公助が行われますが、より減災に大きな役割を担うのは自助であり共助です。この視点に立てば、市区町村よりも小さな地域コミュニティでつくる地区防災計画の必要性が浮かび上がってくるのではないのでしょうか。

内閣府による地区防災計画策定状況の全国調査結果が初めて公表された昨年4月1日時点で、全国に1,741ある自治体の1割にも満たず、73の自治体は制度自体知らない状況でありました。制度の普及・啓発活動について、行う必要はあるが行えていないと答えた自治体は、全体の約6割に及んでいます。今後各地域で地区防災計画の策定が進むことが、下呂市全体の災害対応力の向上につながると考えますが、市の考えを伺います。

2番目の質問は、児童・生徒のために3点伺います。

1点目は、12月定例会で質問させていただきました、児童・生徒の通学かばんが重いことへの対応についてです。

そのとき、大屋教育長からは、市内19校のうち9校が対応済みで、再検討が6校、残り4校についても保護者アンケートなど対応の予定と答弁をさせていただきました。月が変わり、4月になると入学式を迎え、1年生も加わり、新たな学校生活が始まります。子供の成長に悪い影響を及

ぼす重いかばんの対応は全校で済んだのか、伺います。

2点目は、よく問題になっているいじめについて伺います。

いじめといっても、その種類も多様化、巧妙化していると伝えていきます。暴力を伴うもの、嫌なことを強要するもの、言葉によるもの、集団で行うものなどがあり、今ではSNSも使われ、ゲーム感覚で行っていることもあり、加害意識がほとんどなく複雑になっています。子供同士で行われるものですが、中には先生がいじめる側に加担することや、逆にいじめられる側になっていることもあるようです。なかなか見出すことができない状況にあります。下呂市における児童・生徒のいじめの被害の現状と対策について伺います。

3点目は、新学習指導要領の2020年度からの全面実施を見据え、英語教育の充実を図るために伺いたいと思います。

我が国の国際化が日々進展する中、これらの時代を担う子供たちが、外国の人々に対して恐れや偏見などを持たずに、同じ人間としてわかり合える、そんな関係を結び合えればすばらしいことだと思います。しかし下呂市において、インバウンドのお客さんがふえたといっても、日常的に外国の方と接する機会はまだまだ多いとはいえません。

そのような中、30年以上前から総務省、外務省、文部科学省と一般財団法人自治体国際化協会の協力によって続けられてきたプロジェクトに、JETプログラムがあります。このプログラムは、世界各国にある大使館などの在外公館において、日本で英語を教える若者などを募集・面接し、旅費や給与を日本が保障した上で招聘する事業です。現在では、54カ国から約5,500人の若者が日本全国で活躍しているといえます。ネイティブスピーカーの発音を子供たちに聞かせることは大変有効であり、下呂市の子供たちが直接外国生まれの人と触れ合う体験は国際人を生み出す意味においても貴重な教育になるのではないのでしょうか。

そして下呂市においては、ケチカン、ペンサコーラとの姉妹提携による交流も一役買っていると思います。現在、下呂市においては、JETからのALTの任用は3名で、国際交流員などを含め6名お見えになっていると伺いました。全国においては、群馬県高崎市のように市内の小・中学校1校に1人の割合で任用している市もあります。そこで提案ですが、1校に1人を目標にこのJETプログラムによるALTの任用を検討してはいかがでしょうかと考えますが、いかがでしょうか。

最後の質問です。

第2次総合計画について、確認も含め伺いたいと思います。

市長は、施政方針の中で、みずから掲げる4つの基本政策を柱として第2次総合計画を着実に進め、市民の皆様が幸福感が実感していただけるよう各種政策を進めてきたと語って見えました。そして、任期1年となる31年度は掲げた基本政策を進めるとともに、総括する必要があるのではないのでしょうか。

第2次総合計画は、「もっと住みたい 訪れたい みんなのふるさと わくわく下呂市」を市の10年後の将来像として位置づけ、平成27年3月に定められたもので、国が示した「まち・ひ

と・しごと総合戦略」と同時にスタートしたものです。平成31年度は基本計画の見直しの年となり、5年間の実施した業務の評価と改善が求められています。見直しも進んでいるのかなあというふうに思っておりますが、進捗状況と課題について伺いたいと思います。

以上3項目について、個別で答弁願います。

○議長（各務吉則君）

それでは、1番目の質問に対する答弁をお願いします。

市長公室長。

○市長公室長（桂川国男君）

初めに、防災対策ということでの地区防災計画についてでございます。

直下地震等大規模災害の発生が懸念される中で、国及び地方公共団体によるソフト及びハード対策を組み合わせた防災・減災対策、いわゆる公助とともに、住民自身による自助、地域コミュニティ等における共助が災害対策に重要な役割を果たしております。

東日本大震災においては、地震や津波によって、本来被災者を支援すべき行政自体が被災をしまして、行政機能が麻痺した地域もございます。このように大規模災害時における公助の限界が明らかになった一方、自助・公助の重要性が強く認識されたことから、今ほど議員がおっしゃられました平成26年4月に、地区居住者等による地域コミュニティレベルでの自主的な防災活動に関する計画として地区防災計画制度が施行されました。

内閣府が公表しております地区防災計画ガイドラインでは、地区防災計画の作成・運用に当たって、まず課題を抽出、対策の検討、それによって防災計画の策定と実践による見直しなどが定められております。

市内では、自治会を単位とする自主防災組織で自主防災計画を策定されているところが多いかと思われまます。自主防災計画においては、少子・高齢化等の社会の変化もあり、実際に活動を行うメンバーの固定化であったり、防災訓練ほか活動内容のマンネリ化などであったり、計画に基づく活動の形骸化が進んでいる場合もございます。

一方、地区防災計画では、自主防災組織に限らず地区の特性に応じたさまざまな単位で計画を策定することができることと、計画に沿った活動の実践を通じた人材育成、活動継続に向けた計画の見直しが必要とされております。

また、市町村の地域防災計画の中に位置づけされることも可能でありまして、行政と地区居住者等双方が、その達成に責任を持ち、確実な実施が期待できる点が自主防災計画との大きな違いとも言われております。

私どもも、市内の数カ所の地区において自主防災計画を策定されておられるところは把握しておりますが、中には、この国の定める地区防災計画に近い計画もございます。

内閣府では、平成26年度から平成28年度にかけて、この地区防災計画の策定に取り組む地区モデル地区として、計44カ所を選定いたしまして、専門家をアドバイザーとして派遣するなどの支援を行い実施がされました。

その中で、当市では小坂町の落合地区がモデル地区の一つとして選定がされ、平成28年度において、地区防災計画の策定に向けた取り組みが行われたところでございます。

この事業では、ワークショップを重ねることで、地区の災害リスクを知るとともに、災害対応に有効な資源に関する情報を共有でき、災害時支援体制の具体的なイメージが確認され、地区防災計画作成に向けた第一歩となったと聞いております。

なお、そうした取り組みの成果が功を奏する形で、昨年の豪雨災害の折には、落合区では向こう三軒両隣の見守り・助け合い体制による小さな単位での呼びかけ・避難が実施され、その点については心強く感じておるところでございます。

今、地区の特性を踏まえた実践的な計画となる地区防災計画の作成を通じた、地域コミュニティにおける共助の意識の醸成と、地区防災力の向上に大きな期待が寄せられておりますけれども、この地区防災計画の推進に限らず、災害による被害を少しでも軽減できるよう、日ごろから市民の皆さん一人一人の心がけと地域ぐるみで自主的な取り組みにつながる自助と共助の意識を高めるための施策を、さまざまな形で市としては取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

[3番議員挙手]

○議長（各務吉則君）

3番 田中副武君。

○3番（田中副武君）

今、防災計画ということで御答弁いただきましたが、今し方、市長公室長のほうからお話しあったように、小坂町の落合区、モデル事業ということで選定され、初めは、説明もあったように、本当に防災に関してそれぞれ皆さんは意識が余りなかったというお話でした。対話を重ねる中で、我が事のように、そういう思いになることができたということでありました。

その顕著な例というのが、昨年6月28日、29日の小坂地域で起こった集中豪雨による増水のときの避難であったり、そういうものがもとにあったから、みんなが声をかけ合って避難ができたのかなと。僕も28日の朝、早朝公民館のほうまで行くと、もうそこには避難されてみえた方、また消防団、皆さんそこに集って確認をし合ったり連携をとったりしておったわけなんですけど、結局はこういう積み重ねをやっていくということが一番重要なことなのかなあというふうに思っております。だから本当に、自分たちの地域は自分たちで守るんだという意識が出てきたということが、大変いいことなのかなあと、また昨年11月の19日防災まちづくりミーティングの発表の折、それぞれの地区の方が発表をされましたが、私たちの地区は私たちが守るという意識が物すごく強く持ってお見えになったということで、これが一つのまちづくりの原点じゃないかなというふうに私は感じております。

加藤孝明東京大学准教授のお話しされていることに、防災だけではなくまちづくりの中にも防災をしっかり考えていくことが重要であるというお話をされています。だから計画をつくるプロセスが非常に重要だということで、やはり当事者となった地域コミュニティの方たちが対話を

重ねて積み上げていく、こういうものが大事だということが言われております。そういうことを踏まえると、地区防災計画の、こういうものをつくれということではないんですが、そういう制度なんかもあることから、やっぱりひながたとなるようなものをつくって各自治体のほうへ提示するということが、僕は大事なあなんというふうに思うんですが、この辺の考えはどうでしょうか。

○議長（各務吉則君）

市長公室長。

○市長公室長（桂川国男君）

まさに議員おっしゃられる通り、今るるお話しされましたその過程が非常に大事というところは、私どもも認識をしております。

まず平成31年度におきましては、土砂災害のハザードマップの更新というか見直しを始める年でございます。まず初めに、小坂・馬瀬の地域から平成31年度始めたいというふうに思っております。これにつきましては、当然先回もそうなのでございますが、今の水害の関係も含めていろいろな角度からワークショップを開きながら進めていくところでございます。昨年も含めて今までの振り返りも入れながら、ワークショップを行う中で見直しを進めていきたいと思っております。そういう中で、議員おっしゃいましたように、計画をつくることが目的ではなくて、そういうプロセスを大事にしながら、当然私どももこういう計画づくりもありますよというところについては、何らかの形でそのような場を利用しましてお示しはしていきたいなあと思っておりますが、いずれにしましてもそういうような市民の方々のワークショップ、皆さんが寄っているいろいろな協議をするような場を重視しながら進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願います。

〔3番議員挙手〕

○議長（各務吉則君）

3番 田中副武君。

○3番（田中副武君）

先ほど公室長のほうからも、防災訓練のマンネリなんていうようなお話もありました。いろいろほかの地域の話なんかも聞いていると、仕方ないで、こんなことやっとかというようにお話しも出てくるところもあるようであります。ですからやっぱり、こういう取り組み過程をしっかりと議論するところからという部分が一番大事になってくる。土砂ハザードマップの更新というように話が出ましたけど、大概こういう協議をしていく中で本当に自分の地域の危険箇所というのは自分たちで見つけることがどれだけでも可能なんですよね。だからそのときどうしたらいいかという対話が生まれてくると思いますので、この辺もしっかりと進めていただけたらありがたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

では、次の質問の回答を。

○議長（各務吉則君）

それでは、2番目の質問に対する答弁をお願いします。

教育長。

○教育長（大屋哲治君）

御質問いただいた3点について、順次お答えをさせていただきます。

まず1番目でございますが、これは前回の議会での話をさせていただきましたけれども、これについては、まだ途中経過のような話でしたので、ここで結論から申し上げますと、市内全19校におきまして、各学校の対応については保護者へ通知済みであるということでございます。昨年の文部科学省の通知を受けまして各学校でかばん等についての検討をいたしました。19校のうち10校については、再検討はしたけれども、文科省の通知内容に見合っているということで、現状対応ということで保護者には連絡をしたと。そして9校については、新たな対応をしたということでございます。結果として、以上のように各学校では保護者に通知をしたということでございます。

2つ目でございます。

下呂市におけるいじめ被害についてでございますけれども、小学校においても中学校においても、嫌な気持ちになる、いわゆるあだ名を言われるというような、からかいや嫌がらせがほとんどでありまして、また中学校におきましては、からかいや嫌がらせが、田中議員もおっしゃったように最近の傾向としてはSNSを使って行われることが出てきているのが現状でございます。

30年度、この2月末までにおきましては、いじめということで我々が学校から報告を受けている数について言いますと、77件小学校で報告がございます。中学校におきましては40件、報告をいただいております。合わせて117件。昨年度1年間、29年度でございますが、小学校においては87件、中学校では30件、117件でございます。28年度につきましては、小学校が17件、中学校が8件でございます。この28年度以前につきましては、こうした数字が下呂市内の小学校・中学校から報告がございますが、この29年度にかけて大きく変わったのは、これも以前この議場で報告をさせていただいたように、文科省の報告をもっと厳しく学校は上げるようにということで基準が変わりましたので、このようになっておるということでございます。

対策についてでございますけれども、どの学校でもいじめが発覚したら担任が一人で対応するのではなく、組織で対応する形をとっております。基本的には当事者等個別に指導をするわけですが、学年や全校に対する指導をする場合もございますし、どの事案でも一件落着ではなく、継続的に見守ってまいります。また、学校だけの指導ではなく、家庭に対しても指導を報告するのみならず、ある意味、危機感を持った継続的な協力をお願いすることにもなります。PTA連合会も、情報機器については、その使用に関して全市的にルールづくりをして、家庭での扱いや指導についても共通の意識を持って指導をするなど取り組んでいただいております。

それから3番目でございます。

新学習指導要領の全面実施となりまして、1学年1学級の学校では英語の時間が1週間にあわせて6時間でございます。下呂市独自に実施している低学年を合わせても8時間となりますの

で、英語教育の充実を図るためとはいいいながら、各学校にALT 1名ということは現状では考えておりません。ALTの方は担任のアシスタントという役割ですので、基本的には授業をお願いするわけではございません。ただ、田中議員もおっしゃったように、児童・生徒が自然な形で生の英語にふれることや外国の様子についてじかに聞けるといった、十数年にわたって下呂市の英語教育に果たしていただいた功績は大きく、今後も学校教育にかかわっていただくことは重要であるというふうには考えております。以上でございます。

[3番議員挙手]

○議長（各務吉則君）

3番 田中副武君。

○3番（田中副武君）

ありがとうございます。

今回、児童・生徒のためにということで3点質問させていただき、今御回答いただきました。

最初の質問の、児童・生徒の通学かばんが重いことへの対応ということで御回答をいただきましたが、僕もほかの父兄の方とか児童・生徒の方にどうやというようなことでお話を伺ってまいりました。置き勉を実施されているところでは、大分軽くなったのかなあなんていうふうに聞くと、あんまり変わらんみたいな、子供の話ですとそういう返事を返してくれた児童・生徒の方もお見えになりました。そして、一番親さんが心配されておったのが、これまで同様ではあるんですが、通学の距離が長いとやっぱりその負担というのが私たちの考えるものより子供たちは大変、重さもそうなんですけど軽くても長い距離、長い時間通学に要するというのを大変苦痛に思っているという児童・生徒、また保護者の方がお見えになりました。

そして今、文科省のほうからの通知ということで、各学校のほうへ伝達し徹底をするようにということでのあれだったんですが、いわゆるこれも学校サイドもしくは先生の考え方で、持ってくる物、置き勉にする物とかいろいろな物が分けられるような可能性ってないのかなというふうなふうにちょっと心配もするところもあるんですが、この辺について教育委員会として具体的に指示を出すとかそういうことについての考えというのはいかがでしょうか。

○議長（各務吉則君）

教育長。

○教育長（大屋哲治君）

ただいまの質問でございますが、文科省の通知を出す時点で、同時に市教委も各学校に対してはこのことを検討するよということをお話をしておりますし、それから学校だけがこのことを検討するのではなくて保護者にアンケートをとるなどして意見も聞きながら進めておったということでございますので、御理解いただきたいと思います。

[3番議員挙手]

○議長（各務吉則君）

3番 田中副武君。

○3番（田中副武君）

それと、いろんなものを置いていく、学用品であったりとかいろんな物を置いていくような場合ということを見ると、学校に簡単に入れるわけではないんですが、ある学校なんかにおいては放課後は各クラスの施錠をするというような対策もとられているというお話を伺っております。また、そういうようなことで、金曜日には学校が終わるので、いろんなものを、一遍に荷物を運ばなければいけないとか、いろんな対応というのが考えられると思うんですが、そういう部分も、いわゆる親でなしに子供の意見もいろいろ聞くということも大事なんではないかと思っておりますので、その辺もまた子供たちのためになることでありますので、考慮していただけたらありがたいなあと思っております。

そして、いじめの問題ということで、今お話をいただきました。29年度から一気にその件数が上がったというお話しだったわけですが、きのう高山のほうでも一般質問が行われたある議員の質問に、教育長のお答えが、18年度のいじめの認知件数というのが小学校では前年の20倍に、中学校では10倍に大幅に増加したというお話がありました。また、前も教育長のほうから教職員のいじめの認識という部分とか意識の高さというのが高まってきたという、それぞれの学校でもそういうことではないかなあとふうに思っており、それが多くなったから心配だとかそういうことではなくて、いじめと認知する件数が、やっぱり意識が高くなって少しのことでも上げていったということが成果につながって、それを皆さんで共有するということが言われておりましたので、この辺はすごいいいことではないかというふうに思っております。

そういう中で、今、千葉県野田市で起きたような虐待、いじめもエスカレートすると虐待というような部分につながってくる可能性を秘めておるわけですが、こういう部分も下呂市の学校、教育委員会、またそれと高山にある児童相談所というそういう部分で見たときに、児童相談所というのは所轄が厚労省のほうである、また教育委員会であるとこれは文科省のほうの管轄になるというようなことで、児童相談所のほうと学校教育の現場との連携の不足というものがこういう重大な虐待なんかにつながっているというような報告もされておるわけですが、下呂市の場合、今高山にある児童相談所との連携というのはどんなふうなのか、一度教えていただきたいと思っております。

○議長（各務吉則君）

教育長。

○教育長（大屋哲治君）

お答えの前に、学校でのかばんの件で言いますと、子供たちの話も聞いてはおるわけですが、問題は子供たちが家庭で勉強したいというときに学校に置いていっている物を持って帰るということもございますので、ひょっとすると、ふだんよりは重くなる、当然重くなって学校へも来るといふ話にはなると思っておりますので、その辺のこともちょっと御理解をいただきたいというふうに思います。

それから、ただいまの子供相談センター、児童相談所の件でございます。

これは、児童福祉法に基づいて設置されているところでございます。今言われたように、文科省、厚労省それぞれ別々ではなくて、やっぱり子供の問題あるいは家庭の問題を解決するために連携をしていくということは、もう我々は当たり前のことと考えておりますので、日本全国そのように思っておりますけれども、この学校で万が一懸念されるような事柄が起きた、あるいは継続的にこれは見ていかなければならないというようなことが起きた場合には、学校から我々のところへ報告がございまして。そして、やはりこれは外部との連携があったほうがいいだろうということについては、すぐに福祉部のほうへも連絡をしますし、それから人権擁護関係の方々をお願いする、あるいは警察の方々をお願いをする、そして当然学校、教育委員会が入った会議を開いて、継続的にその児童、あるいは生徒、あるいは家庭にかかわることを見ていこうという姿勢ではありますので、そのように下呂市においては体制が整っておるといふふうに御理解をいただきたいというふうに思います。以上でございます。

[3番議員挙手]

○議長（各務吉則君）

3番 田中副武君。

○3番（田中副武君）

ありがとうございます。

そういう体制で臨んでいくという、下呂市の子供たちに対してそういう部分で臨んでいかれるという今お話でありました。そういう部分では、虐待につながるような悲惨な事例が発生することを未然に防いでいただきたいなあと、こういうふうをお願いをしておきたいと思っております。

それでは、3番目の質問に対する回答をお願いいたします。

○議長（各務吉則君）

それでは、3番目の質問に対する答弁をお願いいたします。

副市長。

○副市長（村山鏡子君）

第2次総合計画でございましてけれども、この計画は10年間の計画でございまして、27年度から31年度まででございまして、5年間を前期、それから32年度から36年度までが後期ということでございます。

この31年度に前期計画が終了するというに伴いまして、毎年市役所内部での総合計画のローリング作業時におきましては、PDCAサイクルを捉えまして達成度の悪い成果指標、またいい指標いろいろあるわけでございますけれども、この基本施策の推進に力を入れるとともに予算編成に反映するよという、市長のほうから指示が出ているわけでございますけれども、この外部組織の総合計画審議会においても成果指標のよくないものを提示いたしまして、今後の市の取り組みを説明いたしまして市民目線での意見をいただきました。このことを31年度も引き続き続けていきたいと思っております。

ただし、この成果指標の中には、策定時から相当期間が過ぎておりますものですから、外部環

境の変化、それから市民のニーズの変化というものがございまして、指標の見直しが必要であるというものもございます。これらの問題も含めまして、平成31年度の1年間かけて見直しながら平成32年度から5年間の後期計画につなげていきたいと考えております。

いずれにいたしましても、この総合計画の各成果指標を達成するためには、さまざまな事業の展開が必要となりますけれども、重点プロジェクトの一つであります行財政改革を念頭に置くとともに、特に地域づくりに力を注いでまいりたいと考えております。限られた財源の中ではございますけれども、最大限の効果が発揮されまして、第2次総合計画の目標が達成されるよう職員一同進めていっておるわけでございますけれども、市民の皆様とともにこの計画を進めていきたいと思うところでございます。

後期計画の5年を定める前には、議員の皆様方にもこの御意見を伺う機会を設けてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

[3番議員挙手]

○議長（各務吉則君）

3番 田中副武君。

○3番（田中副武君）

ざくっとした進捗の状況と課題ということでお話をいただきましたが、これも第2回の総合計画審議会が行われて2次総の推進を受けた取り組みとか、成果指標の検証及び改善方針についての説明もあったようなお話であるわけですが、先ほど、今、副市長のほうから地域づくりの仕組みを推進したいというようなお話があったわけですが、僕もちょっとここの、全部取り上げるわけにはいきませんので、この辺の考え方はどうなんだということで、1カ所確認をとりたいと思うんですが、地域づくりの仕組みプロジェクトということで、地域づくり委員会を設置するというような目標が定められておりまして、その成果指標として平成31年には100%と、各地区、行政単位のあれでいきますので5カ所ということになるのかなと思うんですが、目標が100%であると。それには一括交付金の導入を行っていく、市民の役割、行政の役割をしっかりと分担していく中でいくと、こういうようなお話があるわけなんです、ここだけの部分をとってどうこうという、確認の意味でここのところだけの部分ではいかがなものでしょうか。

○議長（各務吉則君）

市長公室長。

○市長公室長（桂川国男君）

確かに今、ここに掲げてございます地域づくり委員会については、まだ設立に至っていないというのが現実でございますけれども、ここに向けてそれぞれの地区でワークショップであったりとか、ミーティングを開くようなことも進めながら行きたいと思っております。これは、いかんせん、すぐにただ単に委員会をつくるということが目的ではございませんので、いろんなところで皆さんで考えていただくというようなところを重視して、今後も着実に進めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

[3 番議員挙手]

○議長（各務吉則君）

3 番 田中副武君。

○3 番（田中副武君）

もう時間がないのであれですが、まちづくり特命を設けるといふ、課長がこれに当たるという
ことで、先ほどの話ではないんですが、課長職をなくすといふことはまちづくり諦めるのかなと
いふような思いもした部分があったのでここを取り上げたんです。以上で終わります。

○議長（各務吉則君）

以上で、3 番 田中副武君の一般質問を終わります。

休憩いたします。再開は、午後 1 時といたします。

午後 0 時 10 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○議長（各務吉則君）

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

12 番 中島新吾君。

○12 番（中島新吾君）

12 番 中島です。

最初に、消費税増税について質問します。

本当にこれは、市が厳しいのにこの上増税されたらたまらんといふのが多くの皆さんの声です。
市の中でも、こんな不景気に増税なんてといふ声が出されています。10 月から消費税が 10% に引
き上げられようとしています。でも、報道各社のどんな世論調査でも、景気回復を実感してい
ると答えたのは 1 割です。逆に実感していないのは、6 割、7 割という圧倒的多数です。

政府は、戦後最長の景気回復と自慢していますが、実際には、政府の発表でも家計消費は 5 年
連続マイナスです。実質賃金もマイナスです。もともと低所得者ほど負担が重い、消費税を増税
すれば、市民の皆さんに大きな負担がのしかかります。市長もそれは 12 月議会の答弁のときに認
めています。と同時に、市長は安定的な財源確保のために消費税増税をして、国と地方の配分割
合について検討するよう市長会が提言したと発言されてもいます。

私は考えます。

今、消費税そのものに賛成、反対といふ話ではない。深刻なこの今、消費不況のときに、増税
を強行するのは無謀です。それが皆さんの気持ちだと思います。下呂市は、観光客、これが市の
経済にとって重要なポイントになります。その影響は大きなものがあると思います。全国で、増
税の時期が悪い、地域経済に打撃だと、10 月からの増税に反対を表明された首長さんもおられま
す。市長の考えを再度聞きます。

また 12 月議会で、商工会やチェーンストアの全国組織でも、軽減税率導入などに反対されてい
ます。ポイント還元については、市民の皆さんが、そんなのに金使うんなら、消費税上げんでい

いんじゃないかと、これが皆さんの声ではないですか。そういう状況の中で、軽減税率については広報12月号で周知を行った。市内の事業者への周知に努め、市としても必要な対策を実施していきたいとこう答弁されていますが、もし本当に10月増税となったら、その市民生活への影響についての対策、骨子、教えてください。

2番目の質問です。

振興事務所の役割は重要です。

課長職を廃止してはならない。この問題を質問します。

12月で、振興事務所は住民にとって振興事務所が頼りです。市民から、職員を減らさんでくれ、こういう声を紹介し、市長や執行部が今まで、市民の皆さんと一緒に地域づくりを進めていくと、繰り返し発言されてきていますが、それは行政と住民との信頼関係があつてこそ、強まってこそできるんだということを強く指摘しました。それに対し市長は、答弁で、課長職の廃止について、これから検討すると答えました。12月議会の答弁です。しかし、1月22日、全協で、振興事務所の課長を廃止して、振興事務所長が兼務すると発表されました。市長、何検討したんですか。市長は12月の答弁で、通常業務と災害対応時では違うと言われて、振興事務所は通常業務においては、市民が安心して生活できる地域の拠点であり、地域が担うべきまちづくり活動を積極的に支援していきますと述べています。

私が住む金山町では、まちづくり協議会が任意団体から一般社団法人E-n e金山になり、地域の課題を解決するために、みずから主体的に取り組んでいます。活動をしています。また、ことしに入って商工会が、皆さんと力を合わせて飛騨金山まちゼミに取り組んでいます。まさに市民が主体となるまちづくりの活動が、今、紹介した2つの件だけでなく、いろんな形で進められています。その取り組みの準備から実践を積極的に支援しているのが、担っているのが、振興事務所の職員です。その実態は、執行部よくわかっているはずですが。市民の皆さんと一緒に地域づくりを進めていく、実践を頑張っているんじゃないですか。

そして、それが何より一時の取り組みでなく、継続した取り組みになることが大事なんです。こうした取り組みに参加されている方が、私に話されました。振興事務所の課長がいなくなると、これから要望や意見が言いにくくなるんじゃないかと心配の声を寄せられました。それは、課長職の存在というだけでなく、職員が減ること、振興事務所の役割や位置づけが低くなり、機能が弱まるのではないかと、そういう心配や不安からの声だと思います。

災害対応時のことは、まさに昨年の体験の中で皆さんが学んだことです。だから市長も12月の答弁で、災害時に急に職員を帰せるかということとなると、国道41号の雨量規制がある。もし地震のときでは、帰る間もない、このことも考えていく必要があると答弁で述べています。だから、課長職の廃止はまだ決まったのではない、検討すると言ったんではありませんか。

そしてもう一つ、災害から学んだ重要なことは、災害の状況は、地域の状況や歴史的な経過がわかっている人が状況を判断し、その上で対応や対策を的確にできる、この当たり前のことが本当に今度の災害で学んだことではないでしょうか。

広域となった下呂市において、その責任を果たすのは、元の役場振興事務所です。それらの課題を住民と一緒に取り組んでこそ地域力を高めることができるんです。災害に強いまちづくり、地域づくりになるんです。自助、自助と言われますが、その意識高揚の取り組み、執行部は努力していくと言われますが、具体的な取り組みをするのが振興事務所じゃありませんか。そのかなめの振興事務所の職員のリーダーである課長職を廃止する、その理由として、組織のスリム化が強調されては、災害から教訓を学び、あらゆる事態に備えることにはなりません。協力し合える体制づくりに力を注ぐことにはなりません。地域力、防災力の向上のため、これ以上、振興事務所の職員は減らさない、振興事務所の課長職を廃止しない、このことを強く求めます。意見を聞かせてください。

3 番目です。

市職員にとって働きがいのある職場であることが大事。今述べた課長職の問題の質疑の中で、総務部長が、市職員の募集をしても応募が少ない、特に周辺部で少ないと言われました。市内で多くの若者を採用しているのが市です。市の職員が多いんです。この職員が、応募が少なくなっているという現実が深刻です。職員の定員適正化計画で、好きな言葉ではありませんが、超過職員数という表現で、減員、人を減らすための課題がずっと展開されています。応募者が少ないというこの現実を、組織をスリム化する理由にしては、人口減少が進めば一層職員は減らされ、さらに組織をスリム化しという流れになってしまうんじゃないでしょうか。そういうやり方では、職員のやる気をそいで離職する人がふえ、新たな応募者がふえないという悪い循環につながる危険性があります。それはストレートに、市民へのサービスの低下につながります。職員にとって働きがいのある職場であることが大事です。そのための努力と取り組みがどうしても必要になります。その現実を変えていくことは大変に重要な課題だと考えます。

そうした中で、来年度から、超過勤務時間の上限、有給休暇の付与など新たな規定がされます。今回も条例改正が出てきています。その中で、長時間労働の是正というのが一つの大きなポイントです。この確実な実施のために三六協定の締結が必要ですが、まだ下呂市は、一般職について、この三六協定が結んでありません。今後、その協定、具体的に締結する計画、取り組みはあるのですか、お答えください。

そして、労働条件の中で2つ目に、正規と非正規の不合理な処遇格差が問題であり、これをなくすことが大事です。そこで、会計年度任用職員が制度として新たに導入されようとしています。6月議会にその条例案が出されるという話も聞いていますが、この会計年度任用職員、もう時間がないので内容の説明はしませんが、自治体職員の働き方としても、また市民のための仕事、公務の視点からもしっかり見ておく必要があると思います。自治体の仕事というのは、恒常的で、一体的で、専門性が求められ、常勤職員を中心とするのが原則ではないでしょうか。これが会計年度任用職員制度ということで、臨時的で非常勤的な職員が担うことを正当化して固定化することに、拡大することにつながっていくんじゃないでしょうか。私はそのことがとても心配です。そのことについてどう考えるのか、市役所がどうあるのかということにかかわると思いますので、

考えをお聞かせください。

3点目に、家庭生活との両立のための福祉支援などの労働条件の改善を進めること、これも大切なことだと思います。育児介護休業法という法律がおととしの10月に施行されました。市の職員の多くは、地元で家族の皆さんと一緒に生活されています。高齢者で介護の必要な家族と一緒に、主体的な介護者になっている職員もおられると思います。この法律による前から育児については明るいことです。子供が生まれて、これからという希望がありますので、休暇をとっておられると思うんですけども、介護休業、介護休暇となると、頭では理解していてもどうも遠慮してしまう、言い出しにくい、こういう状況があるのではないのでしょうか。現実には、職員の中で、主たる介護者である、あるいは家族介護を担っているという人は少なくはないと思います。こういう制度がしっかり使える、必要に応じて使える職場にシなくてはならないと思います。

先日、ある新聞が特集記事で載せていました。家族を介護しながら働く社員の介護離職防止に努める企業がふえている。この介護支援が会社経営を左右する。人材流出をとめるために社員の介護離職への対策に乗り出している、こういう特集記事が載りました。こういう職員を大事にする職場が、その職場環境が住民サービスの充実につながります。今3つの指摘と提案をしました。考えをお聞かせください。

最後に、地域での労働実態を把握する取り組みをとということで提案します。

市の施政方針で、人口が減少する中で、若者の新規学卒者の市内就職につなげるよう努めてまいりますという表明はあります。ガイダンスをしたり、いろいろ積極的にやるとは書いてあるんですが、市内の民間事業所の具体的な労働環境について把握されていますか。賃金水準や正規か非正規か、労働時間の状況など、こういうのをしっかりつかんで把握して分析し、改善のための対策対応を積極的に行っていくことが必要ではないでしょうか。市の政策をつくる上でそういうベースになるデータというのは、市一まとめじゃなく、旧の町単位で基礎的なデータをしっかり把握することが、積み重ねていく上で非常に重要だと思いますので、それを取り組むことを提案します。

以上、4点について一括で答弁をお願いします。

○議長（各務吉則君）

それでは、順次答弁をお願いいたします。

市長。

○市長（服部秀洋君）

それでは、1つ目の答弁をさせていただきます。

議員が御指摘になりましたように、消費税は、国民全てを対象に一律に課税されることから、特に生活弱者に対しては大きな負担になります。また、消費税が上がることで消費が落ち込み、売り上げに影響が出ることで経営が苦しくなることも危惧されます。そうした中、国は軽減税率の導入や幼児教育の無償化、プレミアム商品券の発行等各種対策を予定されており、市としてもこうした施策に対応できるよう情報の収集や準備を進めてまいります。

議員の御提案でありました消費税導入の中止を求めてという件につきましては、前回の12月定例議会でも答弁をさせていただきましたけれども、昨年の6月6日に全国市長会において出された特別提言、安定的な財源確保のために消費税増税10%を確実に行うこと、地方が真に必要とする財政重要を的確に把握し、国と地方の配分割合について検討すること、とりわけ市町村への配分を拡充すること、地方交付税の財源確保と拡充を図ること、国民健康保険や介護保険、障がい者福祉など対人社会サービスに対する財政措置の拡充を図ること、そのほか学校教育や観光、公共交通に対する財源確保などを尊重し、消費税増税に関する市民の皆さんの課題に対し丁寧に対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（各務吉則君）

観光商工部長。

○観光商工部長（細江博之君）

今ほど市長が申し上げましたとおり、消費税の引き上げによりまして、市民の生活、それから事業所にも当然大きな影響は出てこようかと思えます。

こうした中、今ほど市長が申し上げましたが、国において緩和策としまして、軽減税率の導入、幼児教育の無償化、自動車税の軽減、住宅ローン減税の控除期間の延長、それから低所得者世帯や3歳未満の子育て世帯を対象とするプレミアム商品券の発行、キャッシュレスで買い物をした場合のポイント還元など、さまざまな施策を予定されております。ポイント還元事業につきましては、キャッシュレス対応による生産性向上や消費者の利便性向上という観点からも実施される事業となっております。

また、軽減税率制度が導入されますと、事業者の方は税率ごとの請求書の発行でありますとか、区分経理などの対応が必要となってまいります。商工課としましては、商工会と連携をしまして、事業者に対しキャッシュレス決済端末や複数税率対応レジの導入に対する国の補助金について周知を図り、導入を支援してまいります。また、プレミアム商品券につきましては、消費喚起というよりも生活支援の意味合いが強くなってまいります。対象となる方の利便性に配慮した実施方法を、商工会とともに協議しながら進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（各務吉則君）

市長。

○市長（服部秀洋君）

それでは、2番目の答弁をさせていただきます。

午前中の2番議員への答弁の繰り返しになる部分もでございますけれども、振興事務所は、市民が安心して生活できる地域の拠点としての役割を担っており、広域な圏域を持つ下呂市にとって振興事務所の重要性は今後も変わることはございません。

災害対応はもちろんのこと、振興事務所に市民窓口としての機能を維持していくとともに、まちづくり特命や地域づくり支援員を配置し、市民が主体となってまちづくりの活動、地域が担うべきまちづくり活動を積極的に支援をしてまいります。

課長職の部長兼務体制とはなりますが、一般職員数はそのまま、市民サービスに極力影響が出ないように対応してまいります。また、専門分野においては、本課対応に向けて業務の軽減を今後検討してまいりたいと思っております。

今回の取り組みは、下呂市の組織再編計画に基づいた取り組みでございます。市民の声が届きやすい振興事務所の役割は、地域において大変重要であると認識は同じでございます。しかし、下呂市が市政運営を安定的に持続していくためには、社会状況に応じた組織体制が必要となってまいります。このため、従前から申し上げておりますとおり、支所的な役割から総合的な窓口業務と地域づくりの拠点、本庁との連携、の大きく3つの機能を担ってまいります。

今後も引き続き、本課が担うべき通常業務の移管を進め、振興事務所が抱える負担をできる限り軽減するとともに、災害時については、本庁から振興事務所へいち早く職員を配置するようマニュアル等の体制整備も行ってまいりますので、御理解を賜りたいと思います。以上でございます。

○議長（各務吉則君）

市長。

○市長（服部秀洋君）

済みません、答弁をいたします。

平成22年に新たに政労使、これは、政府、労働者、働かれる方、そして使は使用者、雇用される方、それぞれのトップによりまして合意されましたワークライフバランスの検証におきましては、国民全体の仕事と生活の調和の実現に向けた環境整備に積極的に取り組むこととされております。また、平成30年の働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律では、長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の実現が盛り込まれており、非正規労働者の待遇差の解消についての規定が整備をされました。

市では、特定事業主行動計画の中で、子育て支援や女性活躍支援を進めるとともに、長時間労働につきましては、ガイドラインを定めて運用してまいります。また、下呂市職員人材育成基本方針を平成29年に改定し、職員の育成に取り組んでおります。複雑化、高度化する業務によるストレスから、職員に対するメンタルヘルスの重要性は高まっております。正規、非正規職員を問わず、子育てや介護など多様な生活スタイルを抱える職員が、安心して活躍できるよう環境整備を進めてまいります。

具体的な取り組みについては、担当部長より答弁させていただきます。

○議長（各務吉則君）

総務部長。

○総務部長（星屋昌弘君）

働き方改革を推進するための取り組みとしまして、ノー残業デーの推進によるノー残業習慣の徹底や業務の見直しによる事務の軽減を推進しております。時間外勤務の縮減については、長時間労働者に対する所属長の面談報告を義務づけるほか、時間外の全体共有を行っております。ま

た人事評価では、組織目標を明確化にし、職員が共有することで、目標達成に向け職員同士が協力や連携を高めることを目指しております。

職員の衛生管理については、平成25年度から保健師を1名人事部門に配置をするとともに、衛生委員会を中心に職場環境の改善を進めております。具体的には、保健師による職員面談はもちろんのこと、メンタルヘルス不調の未然防止のため、年1回のストレスチェックを実施し、職場のストレス要因を把握することや、高ストレス者に対しては医師等の面談を実施しております。また、年2回の5S活動、これは整理、整頓、清掃、清潔、しつけでございますが、これにより書庫等の転倒防止や整理整頓など職場内の環境改善に努めるほか、禁煙セミナー等の喫煙率減少の取り組みも行っております。

特別休暇等の取得については、制度周知のためのマニュアル整備を順次進めていきたいというふうに考えております。

非正規職員の処遇につきましては、平成32年度から新たに一般職の非常勤職員を、会計年度任用職員と位置づけ、その採用方法や任期等を明確にすることが定められました。下呂市においても、多くの非正規職員が現場での業務を担っており、会計年度職員へと移行をします。

給与及び報酬については、その給料水準を設定する場合において、会計年度任用職員の職務と類似する職務に従事する常勤職員の属する職務の級の初号給の給料月額を基礎としまして、職務の内容や責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職経験等の要素を考慮して定めるというふうに総務省マニュアルでもうたわれております。その制度及び水準を条例及び施行規則で定める際には、新地方公務員法第24条に規定する職務給の原則、均衡の原則等に基づき、従事する職務の内容や責任の程度、在勤する地域の民間企業において同一または類似の職種がある場合には、その労働者の給与水準の状況等に十分留意しつつ、地域の実情等を踏まえ、適切に決定することが必要と解されております。

この背景には、同一労働同一賃金ガイドラインに沿った運用が基本的な考えとなっておりますことから、常勤の一般職の給与制度とのバランスをしっかりと考慮しながら制度設計を進めていきたいと考えております。

それから、三六協定の御質問があったかと思えます。

下呂市は、現在全ての事業所で三六協定を結ばれてはおるわけではございません。6事業所では既に協定が締結されておりますけれども、まだ残り6事業所においては、まだこれからというところですが、準備が整い次第、順次協定の締結に向かって進めていきたいというふうに考えております。

いろいろ申しあげましたけれども、やはり職員の働く場でのやはり環境、それから働きやすい、生きがいを持って働ける環境づくりというのは、こういった制度で全てが賄えるというものではございません。やはり職場で働く人間関係であったりとか、同僚、上司との関係、それから仕事の進め方、そういったものに大きくかかわってくることでございます。やはり現在の職員と、それから当然管理職、トップも含めまして職員の状態を少しでも把握をし、風通しのいい職場の中

で、お互いの人間関係を良好に保つことがやはり一番大切ではないかなということをお私に考えておりますので、そういったことが進められるような職場づくり、そういったものに努めていければというふうに思っております。

○議長（各務吉則君）

観光商工部長。

○観光商工部長（細江博之君）

それでは、4番目の地域での労働実態を把握する取り組みをとということでございます。

現在、市内事業所の賃金の状況につきましては、下呂市商工会連絡協議会が、隔年で賃金調査を行っております。市内の商工会員事業所を対象に、地域別、業種別の初任給、基本給、手当、パートの時間給などを隔年で調査し、事業所の労務管理や賃金決定のための資料として活用されておられます。他市では、労働実態調査の結果をもとに、労働環境向上のため事業所の意識啓発やセミナーの開催などの施策を実施されているところもあるようです。

当市においても働き方改革を推進し、事業所の労働環境の向上を図ることはもとより、事業所の人手不足が続く中、労働条件の向上を図ることにより、労働力を確保して、事業者が安定した経営を継続するための施策に取り組む必要がございます。雇用確保のためにどのようなアンケートの設問がよいのか、それをどのように活用するかなどの検討が必要でございまして、また膨大な事務量となることから、職員の配置についても当然検討していかなければならないというふうに思っております。

商工会や他市の状況を聞きしながら、調査結果の活用の可能性や効果について研究し検討してまいります。以上でございます。

[12番議員挙手]

○議長（各務吉則君）

12番 中島新吾君。

○12番（中島新吾君）

再質問はちょっと順番を変えてやりたいと思います。

今、一番最後に言われました地域の労働実態、把握しようじゃないかという提案です。

それに対して、商工会がこういう形で1年に一遍ずつまとめをつくってみえますよね。これはやっぱり賃金だけですよね。給与関係だけです。ほかのことは入っていません。高山市が一応毎年、高山市労働実態調査というのをやってみえます。そういう実態調査をやってみえるんですよ。これは、やっぱり積み重ねていくことで地域がわかると思うんですね。

部長言われたように、大変なエネルギーがかかります、これ。やっぱりトップがそういうことの必要性、さっき言いましたように、施政方針で若者に残ってほしいということをお言われているわけやから、そういうことをしっかり把握する必要があるんじゃないかと。それがあってこそ対策、政策が打ち出せるわけですね。そういう意味でいっても、市の職員の労働条件、環境がいいということが、地域の環境をよくします。絶対にこれは。市の労働者の状況がというような言わ

れ方をしておったら、高校生の卒業生に地域に残ってくれと自信持って言えますか。そういうところが私大事だと思うんですね。

施政方針にも、市長のところで、市民から信頼され、みずから考え、率先して行動する職員、これが人材育成基本方針だというふうに職員像で描かれていますけど、本当にこういう職員をつくるためにはどうしたらいいんかと、職員としっかり話し合っていく必要があるわけでしょう。こんなもん上からつくったり、研修を受けたり、ましてや人事評価でこんなことができるとは思いませんよ、これは。これは民間が人事評価をやって失敗したやり方でしょう。だから、そういうことでは絶対ないと思うんです。総務部長も言われたように、上司との関係とかという言葉は、言葉を換えればやりがいなんですよ、職員にとって。自分のやりがい、自分が一生かけてやる仕事だという生きがいを感じる職場である必要があると思うんです。それをコストでスリム化する、こういうやり方でいいんだろうかと。下呂市はこういう広域になったから、こういう部署に職員は必要だから、コストはかかっても残すんだと、そうやって言われたら、その職場、その人は物すごいやる気がぐわっと湧くんじゃないですか。とにかく物差しで切っていくというやり方はおかしいと思います。

それで一番今回やりたかった課長職の問題ですけれども、市長、市民へのサービスが低下しないように云々と言われましたけれども、私が先ほどここで発言しました。その2点、一番大きいところですね。住民と一緒にやっていくまちづくり、住民が主体でやってほしい、こう言ってみえるわけでしょう。その出発点に今立っているんじゃないんですか。やって、やって、こんだけ蓄積ができて、もう本当に動き出したよという、そこまではまだ行ってないでしょう。動き出した、本当に皆さん頑張ってくださいですよ。こういうときに課長をなくす、何か午前中の話じゃあ、係長を充てると言われますけど、それで対応できますか。課長と係長では違うでしょう。このことについて市長、しっかり私にというよりは、市民に対してわかる言葉で意見を述べてください。

災害についても、ちょっと後で聞きます。

○議長（各務吉則君）

市長。

○市長（服部秀洋君）

2番議員の御質問にもございましたけれども、今、金山地域では本当に一生懸命まちづくりに関していろんな事業を進めておられます。毎週、新聞を見るたびに話題が出てきて、本当に頼もしい思いがしております。

しかしながら、その主体となるのはやはり地域の皆さんでありますし、行政としてはそのきっかけとなる、車が、例えば動き出す前のときの発進する押す力が行政であって、そして動き出せば、それはあとは地域の皆様で、その押し出したレールに乗って進めていただくのがやはりまちづくりではないかと考えております。

そして申しましたように、職員が減ることによって負担が当然ふえてまいるわけでございます

けれども、その辺については、本課対応でできることは極力対応しながら振興事務所はあくまでも地域づくりの拠点として、そして窓口業務というような形で、今後も進めてまいりたいと思っております。

[12番議員挙手]

○議長（各務吉則君）

12番 中島新吾君。

○12番（中島新吾君）

市長、動き出したら市民がと言われますけど、長くそういう住民主体の動いていくことが大事なわけですよ。一時じゃだめなんですよ。そのための行政じゃないんですか。住民主体と言うけど、住民任せではないんですよ。住民と一緒に力を合わせるということでしょう。

今までの答弁で、そういうことを皆さん何遍も言ってみえますよ。いっぱいあったんで、どこに行ったかわからんけど、とにかく一緒に力を合わせていくということを、繰り返し、繰り返し言ってみえるわけです。確かに今、金山町動き出しています。皆さん、本当にすごいよく頑張ってみえると思うんですけど、これがずうっと大きな力になって、地域力になっていく必要があるわけでしょう。その役割を果たすのが振興事務所ですから。

それともう1つは、災害の問題で、先ほどの答弁の中にもあったんですけど、自助が大事で、住民の意識高揚の取り組みを努めていくって部長いつも答弁されていますよね。やっぱりそこまでなんです。努めていくでとめておったらいかんです。その手助けをして、一緒にやるのが行政の仕事でしょう。広い下呂市では、振興事務所がその役割をしっかりと果たす、そこに責任があると思うんですが、そういう意味で、地域力を高めるためには振興事務所は絶対に要ると。そのスタッフ、中心である課長をなくすこと、これは絶対やっていけないことだと思うんですが、再度市長、考えをお示してください。

○議長（各務吉則君）

市長。

○市長（服部秀洋君）

地域づくり、もちろん行政のほうで援助をしながら進めていくのは当然でございますけれども、それにずうっとかわり続けるのかと、そういうこともまたいかがかと思っております。

やはり市民の方々の主体性を持って進めていただくのも、本来のまちづくりであると私は考えております。

[12番議員挙手]

○議長（各務吉則君）

12番 中島新吾君。

○12番（中島新吾君）

主体性と言われますけど、当然ですよ。行政と力を合わせてやってこそできるんですよ。今の市長の言い方やったら、そういう意味ではないですね。これはもう間違っているということを指

摘して、質問を終わります。

○議長（各務吉則君）

以上で、12番 中島新吾君の一般質問を終わります。

続いて、1番 尾里集務君。

なお、資料配付を求められておりますので、これを許可し、ただいまから配付いたします。

〔資料配付〕

○1番（尾里集務君）

議長の発言許可をいただきましたので、通告どおり一般質問させていただきます。

皆さん、お疲れさまです。1番 尾里集務です。よろしくお願いいたします。

ことしの冬は雪がとても少なく、冬らしい感じがしなかったことと思いますが、寒さは厳しいものでした。しかし、一雨ごとに暖かさが増して、梅の花がほのかに香るこのころ、ひな祭りも過ぎ、春はもうすぐそばに来ていると感じられます。その一方で、花粉症の方にはとてもつらい季節となりました。私ごとで恐縮ですが、先週、娘の書道クラブの表彰式に出席をしてきました。そこには3,500点もの出展全てが掲示してあり、その書道の字を見て、さまざまな思いになりました。私もそうなのですが、今現在、パソコン、スマートフォンなどで私用の用件などは済ませ、字を書くことがとても少なくなりました。言葉を声に出す言葉の力も大切ですが、文字に書き出して表現するものもとても大切なものだと感じてきました。今後は、極力字を書くことを多く取り入れたいと思います。

さて、平成最後の一般質問になりますが、私は今回大きく4つの項目について質問させていただきます。

まず1つ目は、豚コレラの対策についてです。

前回も質問させていただきましたが、いまだに終止符がないまま新聞報道もされているようで、昨年9月に、岐阜県内の養豚場で豚コレラの感染が確認され、また、野生イノシシの死亡個体についても豚コレラの感染が確認されています。本日もまた養豚場で豚コレラの感染が確認され、岐阜県でとどまらず、愛知県まで感染が広がりました。そこで国では、イノシシの陽性が確認された地域に限定して、ワクチン入りの餌を散布すると言っていますが、市でも今後、陽性反応が確認されたら同様の対応を考えているのかお伺いします。

また、どのような形で感染するかわからない状態で、今後、下呂市においても感染の確認が出る可能性が少なくありません。そのため、下呂市での感染拡大を防ぐためにも、媒介の要因となる野生イノシシを全て捕獲することが有効と考えられます。このことについて市のお考えをお聞かせください。

2点目になりますが、河川に隣接する山林の崩壊についてです。

昨年は下呂市においても、集中豪雨、台風などにより災害が発生しました。被害地は、流木などにより道路や川などが寸断され、また台風により倒木もあり、電線などを切り、停電するなど大きな災害となりました。今現在は、復旧に日々努力されていることと思いますが、馬瀬地域で

は、昨年の豪雨、台風により、河川に隣接する山林の崩壊が数多く見受けられます。資料も配らせていただきましたけれども、このままにしておくと、ますます山の崩壊が大きくなります。馬瀬川以外にもあると思いますが、市として復旧の計画があるのかお伺いします。

また、県が行う河川の護岸改修にあわせて山林も復旧すべきと考えますが、県との調整はできているのか、その辺もお伺いいたします。

3つ目ですが、東京オリンピック・パラリンピックに向けた観光戦略についてです。

いよいよ来年となる2020、東京オリンピック・パラリンピックの開催で、海外からの観戦目的や観光としてのお客さんの増加が予想されます。周遊観光の宿泊地として下呂市を売り込む考えはあるのか、お伺いいたします。

4つ目ですが、外国人労働者の受け入れ体制です。

全国的にも人手不足による外国人労働者がふえています。下呂市としても外国人労働者の受け入れに対する取り組みはしっかりなされているのか伺います。

以上、4項目について個別で答弁をよろしくお願いたします。

○議長（各務吉則君）

それでは、1番目の質問に対する答弁をお願いします。

市長。

○市長（服部秀洋君）

それでは、豚コレラの対策についての①のほうの答弁をさせていただきます。

昨年9月に発生をいたしました豚コレラにつきましては、なかなか終息する気配もないまま被害は範囲を拡大しております。豚コレラに感染した野生イノシシは、岐阜、愛知両県で確認されるなど、昨日までに206頭と広がりを見せております。特に、ことしは議員のお話にもありましたように、暖冬で降雪も少なく、野生イノシシの活動も広範囲となっておるような状況ではないかと推測をされております。養豚農家を営む方にとっては、一日でも早く安心して飼育できるように終息を願うばかりであります。

国は、豚コレラの感染拡大要因の一つと見られる野生イノシシに対して、餌型のワクチンを使うことを先月22日に決定をされました。今後、具体的な設置区域を感染イノシシが見つかった地域を中心に協議をされるようでございます。市といたしましても、国・県の動向に注視しながら、下呂農林事務所と連携を図って、対応を協議してまいりたいと思っております。

また、昨今のニュースによりますと、県では、防疫の先進国であるリトアニアのほうに、視察・研修を出されるというようなお話でございましたし、近隣市では、ジビエの試食会を行って、風評被害の対策、払拭等に努めておられるということでございますので、市としてもしっかりとした検討を進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（各務吉則君）

農林部長。

○農林部長（河合 修君）

まず、今の餌を用いての野生イノシシへのワクチン投与の対応につきましては、現段階では実施される区域が確定はしておりませんが、基本的には、豚コレラ感染イノシシが見つかった場所を中心とする範囲において実施される見込みであると県より伺っております。

下呂市におきましては、幸いにも現在までに感染したイノシシは見つかっておりませんが、先に感染したイノシシが発見されました八百津の現場から金山町管田地域、これは一部なんです、半径20キロメートルの円内にかかっているということで、銃及びわなの指定猟法禁止区域となっております。そういったことから市としても、今後、場合によっては予防的な措置として、ワクチン投与が検討される可能性もあるかと考えておるところでございます。

いずれにしましてもワクチン投与につきましては、国の指示により県が実施する防疫措置ですので、市独自の対応は今のところ考えておりませんが、万一市内において投与が決定しました場合には、山中などへのワクチン設置につきましては、県並びに関係団体と協力し進めてまいりたいと存じます。

もう1点目のイノシシの捕獲についてでございますが、この豚コレラ感染経路につきましては、全容につきましてははまだにまだ解明しておりません。野生イノシシの関与が有力であると見解が示され、豚舎周辺にイノシシの侵入を防ぐ防護柵を設置する対策を講じてきたところであります。

市としましても、感染予防策の一環として、従来の有害鳥獣捕獲事業の取り組みの中で、鳥獣被害対策実施隊と協力しながら、このイノシシの捕獲を進めてまいりたいとところでございますが、新年早々の不幸な事故によりまして、今、猟期期間中の猟友会における狩猟行為を今中止しておるといふところ、そしてまた、例年にない温暖で、本当に雪が少ない天候で来ているということから、イノシシの増加が本当に懸念されるところであります。

このようなことから、今後の有害捕獲事業については、猟友会の意向も伺いつつ、協議を図りながらイノシシ対策に取り組んでまいりますので、御理解をよろしくお願いいたします。以上でございます。

[1番議員挙手]

○議長（各務吉則君）

1番 尾里集務君。

○1番（尾里集務君）

本当に昨年の9月から、この豚コレラについては岐阜県で発生したということで、とても深刻な問題になっております。岐阜県にとどまらず、愛知県まで広がっていったということの中で、やはり県・国の方針ということも大切かと思えますけれども、市としても何らかの体制を取らなければならないということを私は思っております。

ワクチンについては、国の方針、また陽性が出た場合に、そのところでの限定というようなことをお聞きしておりますので、まだ下呂市では陽性反応が出ておりませんので、そういったことは必要ではないかとは思われますけれども、今後、そういったことが起これば、早期の対応をして

いただきたいと思ひます。

また、今ほど捕獲について御説明もありました。

今、部長さんがおっしゃるように、本年度につきましては、猟友会については事故により自粛というところで、下呂市においては捕獲がされておりません。成果も上がっていない状態です。ゼロという状態です。そういった中で、暖冬もあり、イノシシについてはかなり繁殖はしておるんですが、有意義に過ごしているという状態だと思います。またイノシシについては、冬になると南部のほうへ南下し、また春には北上をしてくるというような習性の中で、今、岐阜周辺、また愛知県周辺に行っているイノシシが北上し、この飛騨地方に来るのは間違いないというのが予測されます。そういった中で、防護柵も対応していただくことも十分な対応策だと思います。しかし、そういったイノシシ、健全なイノシシを、感染していないイノシシをとって、その感染を拡大するのを防ぐというのも重要なことではないかと考えております。そういった中で、やはり有害捕獲の中で、今、下呂市、一部本当に指定猟禁止区域というふうに指定されております。これは3月15日までというふうにお聞きしておりますけれども、その後、また県と国との調整の中で、やはりこの下呂北部以上にそういった感染したイノシシを送り込まないような体制も取りながら、なかなか下呂市でとめることは難しいかもしれませんけれども、最大の処置というようなところで、やっぱり捕獲をするのが一番だというふうに思ひます。そういった中で、やはりどういった対応、普通ではなかなか対応していただけないと思ひますけれども、市また県・国への要請の中で、たくさんとる方法を何とか考えてほしいと思ひますが、その辺市長どうでしょうか。

○議長（各務吉則君）

市長。

○市長（服部秀洋君）

ただいま議員のお話にありましたように、年頭の事故で、今猟友会さんのほうが自粛をされておる状況でございます。しかしながら、3月15日過ぎましてから、当然私ども、そして下呂農林事務所、そして猟友会の皆さんとしっかりと協議をして、その対応について早急に検討してまいりたい、このように考えております。

〔1番議員挙手〕

○議長（各務吉則君）

1番 尾里集務君。

○1番（尾里集務君）

4月からというようなところですが、それも早く、できればなるべく早く、やはり猟友会の方々は、新芽が吹く、葉っぱが出てますと、山に入ると見にくいというようなこともあります。まだ葉っぱの出る前に、何とか早くそういった許可を出していただければ、スムーズに捕獲できることだと思います。

また、それも市ではなく、県・国のほうにも何とかそういった援助的なことがしていただけるようにぜひお願いをしたいと思ひますので、よろしくお願ひをいたします。

それでは、2点目の質問お願いいたします。

○議長（各務吉則君）

それでは、2番目の質問に対する答弁をお願いします。

農林部長。

○農林部長（河合 修君）

続きまして、2点目の河川に隣接する山林の崩壊について答弁させていただきます。

河川に隣接する山林の崩壊についてですが、馬瀬川は南北に山合いを流れる急流な河川で、重要なインフラや民家近くでは、コンクリートやブロックを使った堤防が構築されています。人工的な堤防等がつくられていない箇所につきましては、河川の侵食や運搬、そして堆積作用によってつくられた堤防や護岸といったもので守られている自然豊かな地形を形成しております。こういった人の手が余り加えられていない馬瀬川ゆえに、美しい自然景観を生かした地域づくりが馬瀬地域では進められています。

その中で、馬瀬川沿いの山林の工事となりますと、仮設道や川の切りかえといった間接的な工事を大々的に行わないと現場までたどり着けないような場所も想定されますし、自然環境に与える負担も大きなものとなってしまいます。場所によっては、自然の力で回復を期待できる場所もあると思われませんが、過去にないような、例えば山体、山自体が崩壊するなど、馬瀬川が、例えばせきとめられたりしますと大災害となる可能性もありますので、崩落箇所につきましては、注意深く観察したり、点検も進めていきたいと思っております。

そしてまた、県が行う河川の護岸改修に合わせ、山林も復旧するべきでの県との調整につきましては、昨年の豪雨や台風災害での治山工事でも市内各所に多数ありまして、人家の近くであったり、あるいは重要なインフラ施設周辺を優先的に県のほうでも行っております。山林を決して軽視しているわけではございませんが、まずは、人家がある人の安全確保、そして、道路や水路など既設の構造物が被災した箇所部分での復旧が優先され、保安物件のないところにつきましては、優先順位が低くなってしまいう傾向もございますので、御理解をお願いしたいと思います。

いずれにしても、河川に隣接する山林の整備は、土木の河川護岸の整備と並行して治山工事を進めていただけるように、県の担当部署へ引き続き、崩壊した山林や荒廃した溪流などの復旧工事を私のほうとしても要望してまいりますので、よろしくをお願いいたします。以上でございます。

○議長（各務吉則君）

建設部長。

○建設部長（長江 寛君）

私のほうからは、河川の担当の立場から答弁させていただきます。

市内を流れる一級河川は、飛騨川、馬瀬川、小坂川など19河川、約243キロに及び各河川とも急峻な地形によって蛇行し、河積も狭小な部分が多いことから、異常出水時には災害の発生が危惧されております。

このため、一級河川の管理者である岐阜県においては、浸水被害の解消と緊急点検に基づきまして、要対策箇所の解消を河川整備の目標に、順次、河川改修を進めていただいております。当管内を監視、管理していただいております下呂土木事務所では、飛騨川では湯之島・西上田地区、中呂・跡津地区、大洞川では湯屋地区において事業をただいま実施していただいております。

河川改修につきましては、例年、各地域の区長の皆様からたくさんの要望を伺っておりまして、下呂市から一級河川管理者である岐阜県下呂土木事務所でございますが、要望をさせていただいております。保全する対象が河川事業であるかが判断材料になりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

また、河川災害復旧事業におきましても、保全対象が山林の場合は、なかなか採択が困難というのが現状でございます。以上のことから、御質問の河川に隣接する山林の崩壊につきましては、河川事業での対応は大変厳しい現状でございますので、治山事業での対策が必要となつてまいる次第と考えております。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（各務吉則君）

1番 尾里集務君。

○1番（尾里集務君）

答えがちょっと寂しいような答えではありますが、まず資料をお配りしております。ごらんください。

1番から3番まであるわけなんです、1番の資料は、馬瀬の一番の最上流部、川上地区という場所でございます。ここは、高山市との市境でありまして、高山市なのか下呂市なのかという微妙な場所ではございますけれども、以前はこのように大きく崩壊はしておりませんでした。下のほうで一部崩壊をしていただけなんです、年を毎回の増水によってだんだんと大きくなってきてしまったというような現状でございます。

また、2番目の資料の写真は、これは黒石地区というところで、この対岸側には道路があつて民家がございます。その民家の方が心配されることは、やはり年々崩壊が大きくなってきている。この崩壊が、山が全部抜けてきたら馬瀬川がせきとめられる、せきとめられたら水が全部自分の家のほうに来てしまうというような心配をされております。やはり毎日この山を見ている方からの御意見です。こういった最初は小さかったけど、水が出るたびにだんだんと山が抜けてくる、そんなような心配もされております。

3番目の資料の下、ナンバー2なんです、これはまさに今年度、昨年のもう一つの豪雨でなつた被害です。やはり倒木が倒れて下の部分が削られ、その上の木が倒れているというのが一目瞭然でわかる場所だと思います。こういった小さなところから、順番が違いますが、3番だったところが段々と大きくなり、1番のような崩壊地になつてしまつているというのが現状です。

今、お二方の部長さんのお答えがありましたけれども、双方に双方の言い分があるかと思いま

す。しかし、両方の御意見を足せば何とかなるんじゃないか。また、せっかく建設部、農林部、県の方と一緒に同じフロアに見えるというようなところで話ができるんじゃないか、そういった横のつながりを大切にさせていただいて、しっかりとこういったところを直していく。一番に人的被害があるというようなところを直していただくのが最優先ではございますけれども、第2の被害にもならないように、やっぱりこういったところも重視して、しっかりと直していただくことが重要なことではないかと思っておりますので、ぜひこういった場所も直していただければ、これは直さなければ、だんだんと山崩れは起きます。これは馬瀬川だけではないと思います。山之口川、また大洞川、至るところ今回の大水でなったところの箇所はあるかと思っております。そういったところをまず調査段階、なかなかどういったところで調査できるかわかりませんが、こういった箇所があるということ把握していただいて、どれだけあるのかまず把握をしていただいてから、順番を決めていただいて直していただくということをしていただきたいと思いますので、ぜひよろしくお願いをいたします。

この河川の隣接する山が悪くなるだけでなく、こういった山から流れ込む土砂によって川の環境も変わってくることは間違いありません。馬瀬川については、アユ釣りの方が多く来られます。毎年来られる人が、馬瀬の川変わったなあ、変わってしまったなあ、小砂利になってしまったなあ、そういうことを来られる人、皆様が言われます。そういった中で、環境を変えていくことにもなっていますので、ぜひともこういったところを直していただくように、よろしくお願いをいたします。

それでは、3番目の質問よろしくお願いたします。

○議長（各務吉則君）

それでは、3番目の質問に対する答弁をお願いいたします。

市長。

○市長（服部秀洋君）

東京オリンピック・パラリンピックに向けた観光戦略ということで答弁をさせていただきます。

2018年の訪日外国人旅行者数は、史上初めて3,000万人を突破いたしました。国のほうでは2020年までに4,000万人、30年までに6,000万人と目標を掲げておるところでございます。

国内におきましては、ことし、アジアで初となりますラグビーワールドカップの2019年日本大会、これは秋でございますが、12都市で開催をされ、来年は、東京オリンピック・パラリンピック競技大会、そしてさらに2025年には大阪万博と、今後ますます日本は世界に注目をされる機会がふえるとともに、LLCの発展、ビザの緩和などによりまして、訪日外国人旅行者はさらに大きく伸びるのではないかと予想はされております。

観光立市でもあります下呂市といたしましても、このチャンスを逃すことなく、下呂温泉を核とした当市の多様な魅力の発信とともに、受け入れ環境の整備や観光資源の磨きを進め、下呂市内宿泊者数130万人の目標に向けて、官民一体となって取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（各務吉則君）

観光商工部長。

○観光商工部長（細江博之君）

下呂温泉の宿泊者数は、平成29年度10年ぶりに110万人を超えました。その大きな要因としては、訪日外国人旅行者の増加でございます。平成29年度下呂温泉に宿泊しました訪日外国人旅行者数は11万1,000人と、この5年間で4倍にふえております。30年度におきましても4月から現在まで、前年度の累計比で1万5,322人の増、17.5%伸びております。

外国人の誘客におきましては、継続した広域的なプロモーションが重要と考えており、中部運輸局や岐阜県との連携を図りながら、飛騨地域観光協議会、下呂中津川広域観光協議会、岐阜・下呂・郡上観光宣伝協議会、東海地区外国人観光客誘致促進協議会など広域連携事業の中で、外国人を誘致してまいりたいと思っております。

具体的には、海外の旅行博でありますとか、そういうところの出展、海外メディアやインフルエンサー、それから旅行者の招請、中部国際空港を軸としたレンタカーなどによる周遊観光やNEXCO中日本との連携した訪日外国人向けの高速度乗り放題バスを活用した誘客プロモーションなどを展開するとともに、滝や清流、アユ、農村風景などの自然を始め、日本を代表する温泉文化、それから食文化、酒文化、伝統芸能、それから歴史など、地域の観光資源を生かした体験型事業を提供する着地型観光をオール下呂で推進し、世界の各国との観光交流を深めてまいりたいというふうに考えております。

また、下呂市東京事務所のネットワークを生かしまして、情報の収集、発信にも努めてまいります。一方で、訪日外国人旅行者の受け入れ環境の整備も当然重要となっており、外国人旅行者が、ストレスフリーで快適に旅行できるまちを目指します。

31年度におきましては、下呂市観光客特別誘致対策協議会や商工会とも連携を図りまして、旅館・ホテルや小売店、飲食店でのキャッシュレス決済の環境の整備促進に努めてまいります。また飛騨地域創生連携協議会では、周遊型・滞在型観光の促進に向けて通訳ガイド養成講座を実施しております。

国際観光旅客税、いわゆる出国税でございますが、それを充当した国の観光地の「まちあるき」満足度向上整備支援事業などの制度を利用した多言語案内標識の整備や多言語翻訳システムの整備、それからQRコードの設置、観光案内所の機能強化等にも検討していきたいというふうに考えております。

外国人の温泉に対する関心は非常に高くなっております。下呂市、下呂温泉を世界に、そして全国へとPRし、誘客を図ってまいります。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（各務吉則君）

1番 尾里集務君。

○1番（尾里集務君）

まさに2020、来年度に控えております。その中で、数多くの外国人の方が訪れるというような

ところで、やはり下呂市においても、そういった今御説明もありましたいいところをぜひ見ていただくというようなところで、下呂市全体で迎えるというようなところで、隅々まで考えていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

あともう1点、2020にこじつけるというか、ある中で、ねんりんピックぎふというのが、岐阜で開催をされます。これも全国的なところの中で、岐阜県全体で受け入れ、それぞれの地域、地域で、さまざまなスポーツとかをやるというようなところの中で、そういった取り組みもこの下呂市もあるかと思いますが、そういった取り組みの進捗状況などもしあれば教えていただきたいと思います。

○議長（各務吉則君）

観光商工部長。

○観光商工部長（細江博之君）

ねんりんピックにつきましては、2020年10月31日から11月3日ということで、岐阜県で開催をされることになっておりまして、当市下呂市におきましては、太極拳、それからオリエンテーリングの会場というふうに聞いております。

もちろん下呂市、下呂温泉におきましては、県内でも最大の旅館、最大のキャパシティを持っておりますので、県内の各地域で各競技が行われますが、これまでの状況を見ますと、選手も入れまして何十万人の方が、その開催の県へお見えになるという情報を聞いておりますので、我々の持つておりますコンベンションの助成でありますとか、バスの助成、そういった2次交通の整備もしっかりと調べながら、このホスピタリティー都市宣言をしております下呂市のほうで、お客様、それから応援団の方を、精いっぱいのおもてなしでお迎えしたいというふうに考えております。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（各務吉則君）

1番 尾里集務君。

○1番（尾里集務君）

東京オリンピックもそうなんです、このねんりんピックはまさにこの岐阜県で行われる事業でございます。下呂市においても近隣の市町村としっかりと密に相談をしながら、この下呂市に泊まっていただいて、下呂市のよさを感じていただければ幸いです。よろしく願いをいたします。

それでは、4点目の答弁をお願いいたします。

○議長（各務吉則君）

それでは、4番目の質問に対する答弁をお願いします。

観光商工部長。

○観光商工部長（細江博之君）

外国人労働者の受け入れ体制についてということでございます。

岐阜労働局の外国人雇用状況届け出の平成30年10月末現在の集計によりますと、岐阜県内の外国人労働者数は3万1,279人となり、前年同期比で3,568人12.9%の増加となっております。ハローワーク高山管内の外国人雇用状況につきましては、159事業所の544人となっており、そのうち宿泊業、飲食サービス業が182人で33.5%と非常に高い割合となっております。

増加の要因としましては、労働局としましては、雇用状況の改善により、永住者や日本人の配偶者等の身分に基づく、在留資格の方々の就労及び技能実習の受け入れによる就労がふえていることが背景にあるとしております。

下呂市内におきましても、旅館業、それから製造業、建設業など、外国人を雇用しておられる事業所はふえております。ことし4月から新たな在留資格特定技能が創設されることで、今後、外国人労働者の受け入れが進む可能性はあると思います。受け入れの際には、安心して働ける職場環境はもとより、快適に生活していただくための生活環境の整備が必要となってまいります。例えば、空き家を活用していただくこともできるのではないのかというふうに考えております。また、生活、文化、風習などにもなじめるように、地域住民の理解をいただきながら支援をしていくことも重要だというふうに思っています。

現在、外国人労働者の受け入れに当たっては、事業主の方が雇用管理の中で、日本語教育や生活面での支援など、全て対応していただいております。今後、外国人労働者の受け入れに対する行政としての取り組みについて、県内他市との先進事例を参考にしながら、取り組んでまいりたいと考えております。

また、市内の事業所では、外国人を雇用したいが、受け入れの仕方や支援機関がわからず受け入れに至っていない事業所もあるようでございますので、市としましてもそういった情報をしっかりと提供をしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（各務吉則君）

1番 尾里集務君。

○1番（尾里集務君）

まさに今、人手不足というようなところで、これは下呂市だけでなく全国的にも問題視されているところです。その中で、外国人の方に働いてもらうというようなことがあるんですが、新聞報道等々でいろいろと騒がれている中で、やはり外国人労働者に対してのいろいろな問題、また賃金の問題、そういったことがやはり社会問題にもなっているというような現状であります。

下呂市では、絶対にそういうことのないように、しっかりとした対応、体制で受け入れていただきたいと思っておりますし、また、雇用される事業主さんについても、しっかりとしたビジョンで受け入れるというようなところを指導していただければありがたいかというふうに思います。

今、部長がおっしゃったように、やはりじゃあ住むところをどうするのかと、雇用される事業者が考えていくわけではございますけれども、やはり今この下呂市においても空き家がたくさんあるわけです。そういった空き家を有効活用して、また、地域住民にも溶け込んで、いろいろな

日本の文化をしっかりと考えていただいて、住民ともしっかりとコミュニケーションがとれるように、そういった指導もしていただきたいと思います。

また、そういった中で、外国人の方にも指導ができるような体制、また、事業者の方にもそういった外国人に指導ができるような体制、そういったマニュアルを下呂市としてでもしっかりとつくっていただいて雇用体制をしていただければ、事業主の人も安心して外国人を雇用できるということになるかと思しますので、ぜひそういった今後数多くなるこういった外国人労働者の受け入れをしっかりとしていただけるようお願いを申し上げます。以上で終わります。

○議長（各務吉則君）

以上で、1番 尾里集務君の一般質問を終わります。

休憩いたします。再開は午後2時30分といたします。

午後2時18分 休憩

午後2時30分 再開

○議長（各務吉則君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎議第73号について（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（各務吉則君）

日程第3、議第73号 南部小中学校校舎エアコン設置工事請負契約の締結についてを議題といたします。

議第73号の提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（今井藤夫君）

それでは、1ページをお開きください。

議第73号 南部小中学校校舎エアコン設置工事請負契約の締結について。

次のとおり請負契約を締結したいので、議会の議決を求めるものです。

工事名、南部小中学校校舎エアコン設置工事。契約の方法、指名競争入札。契約金額、2億7,842万4,000円。契約の相手方、下呂市森2324番地、杉浦電気工事株式会社代表取締役 杉浦晃。平成31年3月7日提出。

提案理由です。南部小中学校校舎エアコン設置工事の請負契約が、下呂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条約第2条に規定する「議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事または製造の請負」に該当するためでございます。

1枚めくっていただいて、2ページです。

入札執行結果公表一覧表で、概要を御説明申し上げます。

仕様書番号、教工第34号。工事名、南部小中学校校舎エアコン設置工事。工事概要ですが、下

呂金山地区の8小学校、3中学校、計11校の校舎、普通教室を中心にエアコンを設置するものです。入札につきましては、平成31年3月4日入札です。工期につきましては、本契約締結の日から平成31年9月30日までとしております。指名業者につきましては、9者を指名いたしました。そのうち3者が応札をし、杉浦電気工事さんが2億5,780万円で落札し、消費税を含めて2億7,842万4,000円で契約を締結するものでございます。

御審議よろしくお願いをいたします。

なお、参考までに御報告を申し上げますが、北部の萩原、小坂、馬瀬地域、5小3中学校、合計8校につきましては、桂川電工株式会社さんが1億4,472万円で落札をし、平成31年3月6日に契約を締結いたしておりますので、あわせて御報告をさせていただきます。

以上、御審議よろしくお願いをいたします。

○議長（各務吉則君）

教育部長。

○教育部長（今井藤夫君）

申しわけございません。

工期につきまして、本契約締結の日と申し上げましたが、本契約締結の翌日からということで、訂正をさせていただきます。

○議長（各務吉則君）

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はありませんでしょうか。

[挙手する者あり]

4番 今井政良君。

○4番（今井政良君）

ちょっと1点だけお伺いしたいんですけれども、工期についてなんですけれども、9月30日というような予定になっておるんですけれども、教室内については多分夏休みを利用してやられると思うんですけれども、なるべく何とか9月、2学期の始業式から使えるようにしていただきたいと思いますが、その辺についてはどう考えてみえたのか、ちょっとお伺いします。

○議長（各務吉則君）

教育部長。

○教育部長（今井藤夫君）

工期につきましては、まだ今落札直後で、業者のほうで工程表等をつくっておるところですが、この間事務所のほうへいらっしゃったときにお話を伺った中では、何とか頑張って、早いところにつきましては6月中には設置をしたいと。それで工期は9月30日としておりますのは、完成検査ですとか、そういったものがありますので9月末にしてありますが、できるだけ1学期中にはやっていただきたいというふうには思っております。

ただし、学校が通常授業に使っておる教室につけるものですので、かといって業者さんも放課

後ですとか、土日ばかりにやるわけに行きませんので、その辺につきましては、学校のほうへもきのうちょうど校長会がありましたので、最大限の配慮をしてやっていただけるようにもお願いはしておりますし、そして機械の納品のことも全国的なことですので、課題にはなってこようかと思いますが、業者さんに伺っておる中では、子供さんたちのことですので、何とか頑張って早くやりたいということは伺っておりますので、100%のことは申し上げられませんが、1学期中には相当の学校で使えるようになるのではないかというふうに思っております。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（各務吉則君）

4番 今井政良君。

○4番（今井政良君）

ちょっと先ほどの報告がありました北部の関係なんですけど、もう1回ちょっと金額だけお願いします。

○議長（各務吉則君）

教育部長。

○教育部長（今井藤夫君）

入札額が1億3,400万円。消費税を含めまして1億4,472万円です。以上です。

○議長（各務吉則君）

ほかに質疑はありませんでしょうか。

[挙手する者あり]

2番 中島ゆき子さん。

○2番（中島ゆき子君）

今回、北部と南部というふうで2つに分けて工事をされるんですが、早くやっていただくというためには、例えば金山地域だけ、下呂という、こういう細かい分け方の選定の仕方もあったと思うんですけど、この北部、南部に分けた理由について教えてください。

○議長（各務吉則君）

教育部長。

○教育部長（今井藤夫君）

どうしても小さく分けていくと諸経費とかそのあたり諸経费率とか、そういうもので工事費が若干ふえてまいります。

業者さんにつきましては、恐らく1業者で全ての学校ということではなくて、これまでも関係したところに下請をお願いしたりしながら業務は進めていかれると思いますので、そういった形で南部と北部2つに分けてということで、今回は発注をさせていただきました。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（各務吉則君）

9番 伊藤巖悟君。

○9番（伊藤巖悟君）

まず、下呂の執行に、いろんな案件がありますけれども、今回は、非常にスピーディーに事に当たり、決断をされたことに対しては非常によかったなあと、こういうふうに思います。やはりどうせやらなんことは、何事もしっかりと集中審議をして、しっかりと判断と決断を持って事を進める、こういうことを今後もいろいろな案件についてやはり考えていくべきであろうと、こういうことを申し上げます。

○議長（各務吉則君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま説明いただきました議第73号は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、本件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議第73号 南部小中学校校舎エアコン設置工事請負契約の締結について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第73号は原案のとおり可決されました。

◎議第74号について（議案説明・質疑・委員会付託）

○議長（各務吉則君）

日程第4、議第74号 下呂市美輝の里条例を廃止する条例についてを議題といたします。

議第74号の提案理由の説明を求めます。

観光商工部長。

○観光商工部長（細江博之君）

それでは、議案書3ページをお開きください。

議第74号 下呂市美輝の里条例を廃止する条例について。

下呂市美輝の里条例を廃止する条例を別紙のとおり定める。平成31年3月7日提出。

提案理由でございます。公の施設の見直し方針に基づき、下呂市美輝の里を、譲渡民営化するため、当該条例を廃止するものでございます。

条例要綱で説明をさせていただきますので、5ページのほうをお願いいたします。

下呂市美輝の里条例を廃止する条例要綱。

1の廃止理由につきましては、提案理由と同じでございますので、省略させていただきます。

2の概要、(1)下呂市美輝の里条例を廃止します。本則関係でございます。

(2)この条例は、平成31年4月1日から施行します。附則関係でございます。

以上、御審議よろしくお願いいたします。

○議長（各務吉則君）

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

議第74号については、お手元に配付してあります付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

◎議第75号について（議案説明・質疑・委員会付託）

○議長（各務吉則君）

日程第5、議第75号 財産の譲渡についてを議題といたします。

地方自治法117条の規定によって、除斥に該当しますので、10番 一木良一君の退場を求めます。

[10番 一木良一君 退場]

議第75号の提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（星屋昌弘君）

議案書の7ページをお開きください。

議第75号 財産の譲渡について。

次のとおり財産を譲渡する。

1. 譲渡する財産、種別、馬瀬総合観光株式会社の株式。数量、900株。2. 譲渡する相手方、

岐阜県下呂市乗政538番地、丸共建設株式会社代表取締役 一木賢二さん。3. 譲渡金額、3,240万円。4. 譲渡する理由、下呂市の公の施設見直し方針に基づき、当該株式の売却公募事業により、上記会社を譲渡契約候補者と決定したため譲渡するものでございます。平成31年3月7日提出。

提案理由でございます。地方自治法第96条第1項第6号及び下呂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

御審議よろしくお願いいたします。

○議長（各務吉則君）

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

議第75号については、お手元に配付してあります付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

10番 一木良一君の入場を求めます。

[10番 一木良一君 入場・復席]

◎議第76号及び議第77号について（議案説明・質疑・委員会付託）

○議長（各務吉則君）

日程第6、議第76号 財産の譲渡について、日程第7、議第77号 財産の無償貸付について、以上2議案を一括議題といたします。

議第76号、議第77号について、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（星屋昌弘君）

議案書の9ページをお開きください。

議第76号 財産の譲渡について。

次のとおり財産を譲渡する。

1. 譲渡する財産、下呂市美輝の里。詳細は後ほど御説明します。2. 譲渡する相手方、下呂市馬瀬西村1695番地、馬瀬総合観光株式会社代表取締役 今井弘之さん。3. 譲渡金額、2,920万円。4. 譲渡する理由、下呂市の公の施設見直し方針に基づき、現に当該施設を管理運営しているものが第三セクターである場合には、第三セクターを優先譲渡先として、上記第三セクターと合意に達したので、所要の修繕工事を行い平成31年度中に譲渡するものでございます。平成31年3月7日提出。

提案理由でございます。地方自治法第96条第1項第6号及び下呂市議会の議決に付すべき契約

及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

10ページをお開きください。

別紙でございます。

建物。

所在地は、下呂市馬瀬西村1695番地でございます。建物の名称、ホテル。延べ床面積、4,655.6平方メートル。以下、同じようにホテル、それから浴場、物置、計5件でございます。

続きまして、11ページをごらんください。

議第77号 財産の無償貸付について。

次のとおり財産を無償貸付する。

1. 無償貸付する財産、下呂市美輝の里。詳細は後ほど説明します。2. 無償貸付する相手方、下呂市馬瀬西村1695番地、馬瀬総合観光株式会社代表取締役 今井弘之さん。3. 無償貸付する理由、本施設は下呂市の公の施設見直し方針に基づき、現に当該施設を管理運営している上記第三セクターに譲渡することとしていますが、所要の施設修繕工事の完了と、土地の譲与が決定されるまで上記団体へ無償貸付するものでございます。なお、建物については、無償貸付期間内であっても、施設修繕工事の検査完了日の翌日に相手方へ譲渡することとしております。4. 無償貸付の期間、平成31年4月1日から平成31年9月30日まで。平成31年3月7日提出。

提案理由でございます。地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

12ページをお開きください。

別紙でございます。

建物は、先ほど申し上げた建物と同様でございます。

土地につきましては、下呂市馬瀬西村字山ぶし1642番1の原野、貸付面積は328平方メートルでございます。以下、全98筆でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（各務吉則君）

これより本2件に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

議第76号、議第77号については、お手元に配付してあります付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

◎議第78号について（議案説明・質疑・委員会付託）

○議長（各務吉則君）

日程第8、議第78号 平成30年度下呂市一般会計補正予算（第15号）を議題といたします。
議第78号の提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（服部秀洋君）

ただいま上程をされました議第78号の補正予算（第15号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

会期中の追加補正で恐縮でございますが、今回の補正予算は、2月に行いました美輝の里に関するプロポーザル審査会で、新オーナーの候補者が決定いたしましたので、関連する予算を計上するものでございます。

まず、歳入は馬瀬総合観光株式会社の株の譲渡によるものです。

歳出は、それに伴う基金への積み立てと美輝の里の譲渡民営化に向けた支援措置交付金でございます。また、美輝の里の修繕工事等についての繰越明許費補正もあわせて上程をさせていただきました。

詳細につきましては総務部長より説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（各務吉則君）

次に、議第78号の詳細説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（星屋昌弘君）

失礼します。

議案書の17ページをお開きください。

議第78号 平成30年度下呂市一般会計補正予算（第15号）について説明を申し上げます。

平成30年度下呂市の一般会計補正予算（第15号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,240万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳出予算それぞれ267億2,399万6,000円とするものでございます。

款項の区分、金額等は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

第2条は、繰越明許費の補正で、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」によるものでございます。平成31年3月7日提出。

18ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

まずは、歳入補正です。

16款財産収入、2項財産売払収入3,240万円の増額でございます。これは先ほど上程しました議第75号の馬瀬総合観光株式会社の株の譲渡の分でございます。その下は歳出補正でございます。

2款総務費、1項総務管理費2,640万円の増額は、ふるさと基金への積み立てでございます。

その下7款商工費、2項観光費600万円の増額は、美輝の里の譲渡民営化に向けた支援措置交付金でございます。

19ページをごらんください。

第2表 繰越明許費補正でございます。

追加分です。

7款商工費、2項観光費、馬瀬観光施設管理費臨時、美輝の里施設設備修繕工事及び同施設中央制御盤交換工事に伴うもので、金額は7,774万3,000円でございます。

上段の修繕工事は6,138万1,000円で、これは新オーナー決定後に工事を行うという計画で進めておりましたことから、今回、新オーナーが決まりましたら工事を行うということで繰り越しとなるものでございます。中央制御盤交換工事につきましては1,636万2,000円で、これは休館日の調整もあり、修繕工事に合わせて行うことで繰り越しをするものでございます。

以上、平成30年度下呂市一般会計補正予算（第15号）の説明を終わりますので、御審議よろしくお願いいたします。

○議長（各務吉則君）

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。議第78号について、お手元に配付してあります付託表のとおり、予算特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、議第78号は予算特別委員会に付託することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（各務吉則君）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

明日、3月8日午前10時より引き続き一般質問を行いますので、よろしくお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後2時54分 散会

以上会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成31年3月7日

議 長 各 務 吉 則

署名議員 7番 宮 川 茂 治

署名議員 8番 中 島 博 隆